第 19 回早稲田矯正保護展

法改正にみる少年鑑別所
～今、少年鑑別所はどう変わるか～

第 19 回早稲田矯正保護展実行委員会

法学部公認サークル犯罪学研究会
早稲田大学法学部石川正興ゼミ
早稲田大学文学部藤野京子ゼミ
早稲田大学法学部小西暁和ゼミ
早稲田大学広域 BBS 会

はじめに

早稲田矯正保護展は、「法学部公認サークル犯罪学研究会」「早稲田大学法学部石川ゼミ」「早稲田大学文学部藤野ゼミ」「早稲田大学法学部小西ゼミ」「早稲田大学広域 BBS 会」などの学生団体の他に、「早稲田大学社会安全政策研究所」「更生保護法人更新会」「保護司稲門会」が主催する、犯罪者や非行少年の矯正・更生保護に関する研究発表展です。数多くの方々のご支援、ご協力のおかげで、本年度で第 19 回目を迎えることができました。

今年度は、「法改正にみる少年鑑別所～今、少年鑑別所はどう変わるか～」と題し、今年 6 月に行われた少年院法改正・少年鑑別所制定を踏まえた、今後の少年鑑別所の在り方を研究対象と致しました。

少年鑑別所、と聞くと「悪い子どもの行くところ」といった印象が付きまといます。少年鑑別所に行くような子どもはろくでもない、そう思われる方もいるのかもしれません。確かにそういった世論もあるかと思います。しかしながら、悪いのは子どもだけなのでしょうか。どんな非行少年であれ、生まれながらの非行少年という者はいません。その子どもの行く先は、自身の資質や、周囲の環境が決めていくものと言われています。少年鑑別所は、少年がなぜ非行に走ったのか、その原因を明らかにするため、事件を起こした少年を収容して心身の状態を鑑別する機関です。その査定に基づき、少年の矯正のための方法が考えられ、日々、様々な働き掛けが行われています。

ただし、たとえどれほど対象となる少年にとって必要であることだとしても、そうした働き掛けが、行き過ぎてしまってはいけません。効果の追求は大切なことですが、その土台には、必ず、適正であるという前提が必要であると思います。
今回の法改正も、そうした観点から見れば、施設運営の適正性の確保と、少年鑑別所の業務の有効性の向上、といった 2 つの面から捉えることができるかと思います。

本報告書では、今回の法改正の内容や、改正を見込んで既に始まっている新たな取り組みについて取り上げ、少年鑑別所の今後の在り方について意見を述べました。

学生が行う研究発表ということもあり、専門家の方からすれば拙いところや、学生からすればわかりづらいところもあるかもしれません。しかしながら、もしこの報告書が、ご来場頂いた方の研究や学習等のお役に立つことがあるならば、望外の幸せに存じます。

第 19 回早稲田矯正保護展　実行委員長
法学部 3 年（犯罪学研究会所属）関口いずみ

目次

導入‥‥4

第１章　鑑別調査班（少年鑑別所法 17 条１項）‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥8

第２章　健全育成支援調査班（少年鑑別所法 28・29 条）‥‥‥‥‥31

第３章　非行犯罪防止援助調査班（少年鑑別所法 131 条）‥‥‥‥44

総括‥‥‥52

導入

1、少年鑑別所の歴史とその役割

戦後間もない 1949（昭和 24）年、少年法で期待される非行少年の科学的処遇を行うための施設として少年鑑別所が新設された。この頃の少年鑑別所は、主に非行少年の鑑別業務を行っていたが、翌年に少年観護所と統合され、少年保護鑑別所へと発展したことで、観護業務も同一の施設で行われるようになった。そして、少年保護鑑別所は 1952（昭和 27）年に少年鑑別所と名称を改め、現在に至っている。こうした歴史的経緯を踏まえると、現在の少年鑑別所は、「非行事実」と「要保護性」という対立する 2 つの概念を包含する機関であることが言える。少年審判における「非行事実」と「要保護性」の関係は、少年鑑別所の業務に当てはめると、「非行事実」が疑われるために観護をし、また「要保護性」を探るために鑑別をするという関係になる。またここで、観護の機能は、少年を社会から守るという意味でもあるし、社会を少年から守るという意味でもある。

少年鑑別所設立後数年間の間は、戦後の混乱を反映した過剰収容や職員の経験不足、設備の不十分といった問題に直面することになり、その後も第一次ベビーブームに生まれた子が非行適齢期となったことで全国の施設が定員の 2 倍、3 倍もの少年を抱え込むことになった[1]。こういった困難を奮闘の末に乗り越えた一方、施設運営上の不均衡、観護処遇や鑑別手続等における施設間格差[2]が課題となり、1965（昭和 40）年からは鑑別業務の標準化作業[3]が進められた。昭和 50 年前後には収容人員が減少した一方で、非行少年の性質の多様化が見られるようになり、そういった少年たちに個別に適切な処遇を行うべく、従来のテスト中心の鑑別から、より精度が高く、かつ少年の資質の多様性に応じた鑑別の実施が要請された。その結果、鑑別と観護の有機的一体化が図られ、「探索処遇」や「専門官制度」[4]の導入がなされた。

このように、時代の変化に伴い少年鑑別所は、鑑別・観護両業務を発展させてきた。そして、人間行動観察を活用することで、少年法の期待する非行少年の科学的処遇を実践する機関としての機能を果たし続けるとともに、その蓄積された経験を、職員を通じて少年院や行刑機関に伝達するなど、少年保護司法システムにおける処遇の科学化に多

---

[1] 山根清道「少年鑑別所制度」罪と罰 10 巻 4 号（1973 年）37 頁。

[2] 法務省法務総合研究所編『〔平成元年版〕犯罪白書』（大蔵省印刷局、1989 年）534 頁。

[3] 「標準化とは、少年鑑別所を合理的に運営し、鑑別と観護の業務を充実・向上させるためには、少年が安心して鑑別・審判を受けられるような観護場面を作り、鑑別と観護の機能を有機的に一体化するとともに、施設間の運営上の不均衡を是正し、施設の規模に応じた運営方式を確立しようとするものである。」（法務省法務総合研究所編・前掲注（2）534 頁。）

[4] 探索処遇とは、これ以前には治療処遇と称されていたもので、「個々の被収容少年の特性を考慮しつつ、作文、読書、はり絵、粘土細工、心理劇、集団討議等の処遇を実施して、少年の問題性、改善可能性の程度に応じた改善更生のための方法等を探り、鑑別に反映させようとするもの」（法務省法務総合研究所編・前掲注（・）220 頁）である。現在では、少年鑑別所での処遇は矯正効果を目的としたものではなく、仮にその効果が生じたとしても、それは副次的なものに過ぎないとされ、「意図的行動観察」と名称を改めている。専門官制度とは「少年鑑別所の中心的業務である観護及び鑑別が、いずれも心理学、教育学、社会学等の行動科学を中心とする高度な専門的知識と経験を必要としているところから、これらを有する専門職員が一体となって資質鑑別に当たれるようにされた職員組織上の制度」（法務省法務総合研究所編・前掲注（2）533 頁）である。

大な貢献をしてきたといえる。

２、少年保護司法システムにおける少年鑑別所の位置付け

少年鑑別所は、主として家庭裁判所から観護措置の決定によって送致された少年を最高 8 週間収容し、専門的な調査や診断を行う法務省所管の施設であり[5]、鑑法は「少年の鑑別所の適正な管理運営を図るとともに、鑑別対象者の鑑別を適切に行う他、在所者の人権を尊重しつつ、その者に状況に応じた適切な観護処遇を行い、並びに非行及び犯罪の防止に関する援助を適切に行うこと」（鑑法 1 条）を目的として制定された。

少年鑑別所の鑑別結果を参考にし、どのようにすれば、鑑別対象者が非行から立ち直ることができるかを分析調査することで、個々の非行少年にあった対応、処遇が可能となる。このことを医療に喩えると、少年鑑別所の鑑別は、病院での診察に当たるのであろう。あらゆる病気は、まずその症状に病名が与えられ、原因を追求するところから治療が始まる。少年鑑別所の鑑別は、少年の非行の原因を探り、矯正の方法を示唆するものである。そのため、医療でいえば病気の原因が特定され、治療の方針も確定している状態にある少年院在院者の少年に対しては、医者が患者の治療をするのと同様、改善のための処遇も行うことが出来る。しかしその一方で、審判前である少年鑑別所送致の少年に対しては、人格改良を目的とする積極的な処遇を行うことは出来ない。

こうした少年鑑別所の資質鑑別の結果は、家庭裁判所調査官による社会調査の結果と合わせて考慮され、それを基にして「保護不要」、「収容保護」等の鑑別判定が決定される。鑑別判定は、少年の非行化要因の分析等と共に鑑別結果通知書に記され、家庭裁判所の審判で利用される。少年の審判の対象となるのは、非行事実と要保護性である。

家庭裁判所の終局決定の種類には、そもそも審判を開始しない審判不開始決定、また審判を開始したがいずれの処分も下さない不処分決定や、事件を児童福祉行政システムに移行させる児童福祉機関送致決定、少年刑事司法システムに移行させる検察官送致決定（いわゆる「逆送」。）、そして保護処分決定が存在する。保護処分は、保護観察、児童養護施設または児童自立支援施設送致、少年院送致からなる。当該少年が保護処分になった場合、鑑別結果は、再非行や再犯の防止にも活用される。

また、保護処分を受けている少年に対する鑑別や、地域住民の非行相談等にも応じる等、少年鑑別所の業務が、審判課程における非行少年の資質鑑別にとどまらないということも、指摘するべき点であり、この点での少年鑑別所の機能の強化については後の章で述べる。

３、少年鑑別所法制定の意義

2014（平成 26）年 6 月 4 日に現行の少年院法（以下、「昭和 23 年院法」という。）が廃止され、少年院法（以下、「平成 26 年院法」という。）、少年鑑別所法（以下、「鑑法」という。）及び「少年院法及び少年院法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が

[5] 法務省 HP「少年鑑別所」（http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_kyouse06.html）（2014 年 10 月 27 日閲覧）。

成立した。昭和 23 年院法の改正は、制定以来約 66 年ぶりのことであった。そして、今回の法改正で少年鑑別所法が単独の法律として制定されたが、この法制定は少年司法において重要な意義を持つ。

鑑法 1 条には、施設の管理運営を適正に行うことが記された。鑑法 7 条では、少年鑑別所視察委員会の設置が明記され、施設運営の透明性が確保された。また、第 3 章では、在所者の権利義務関係を明確に規定し、第 10 節では、規律及び秩序の維持についての規定が設けられた。鑑法 72 条 1 項では施設の規律及び秩序を適正に維持することが明記されたと同時に、同条 2 項においては、この目的を達成するため執る措置は、必要な限度を超えてはならないことも明記され、在所者の人権への配慮が見られる。また、第 12 節救済の申出等により、不服申立制度の確立も実現した。これらは昭和 23 年院法には記載のなかった事柄である。

前述の少年鑑別所視察委員会と不服申立制度の概要は以下の通りである。なお、これは少年院についても同じことが言える。

（1）少年鑑別所視察委員会[6]

委員は 7 名以内で、法務大臣が任命する。委員の選出は、人格が高潔であり、少年の健全な育成に関する識見を有し、かつ施設運営の改善を熱望する者から行われる。

また、この視察委員会は、視察・面接・少年から提出された書面の確認・施設長から提供される情報等を基に、施設運営の状況を把握し、施設長に対して意見を述べる。この意見及び、これを受けて施設長が講じた措置の内容を取りまとめ、その概要を法務大臣が毎年公表することとなる。

（2）不服申立制度の整備[7]

少年鑑別所で不適正な処遇が行われることを防止し、在所者の人権を保障するために、2 つの不服申立制度が整えられた。

①救済の申出制度

在所者は、自己に対する少年鑑別所長の措置その他自己が受けた観護処遇又は鑑別について苦情があるときに、法務大臣に対し、書面をもって救済を求める申出を行うことができる。法務大臣は申出に関する調査を行い、必要に応じて、措置の取消・変更や、再発防止のための措置等がとられる。また、在所者は、救済の申出に当たり、少年鑑別所長の指名を受けた少年鑑別所の職員である相談員に相談することもできる。

②苦情の申出制度

在所者は、自己に対する少年鑑別所長の措置その他自己が受けた観護処遇又は鑑別について、少年鑑別所長や監査官に対して、書面又は口頭で苦情の申出を行うことができる。

広島少年院で発生した在院者に対する一連の暴行事件のような事件の再発を防止する

[6] 法務省 HP「社会に開かれた施設運営の推進」（http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei03_00029.html）（2014 年 11 月 13 日閲覧）。

[7] 法務省 HP「適切な処遇の実施」（http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei03_00028.html）（2014 年 11 月 13 日閲覧）。

ためにも、施設運営の適正性の確保は、少年院だけでなく、少年鑑別所にとっても非常に重要な点であると思われる。

適正性を追求することは、有効性の追求の「行き過ぎ」に歯止めをかける効果を有する。有効な処遇を行うことは重要なことであるのはもちろんのことであるが、行き過ぎれば、その効果を失する。それどころか、少年の人権を不当に侵害し、心身に損失を負わせてしまうこともある。それが、少年矯正として望まれる姿ではないのは明らかだろう。しかしその一方で、適正性のみを考えると、合理性が失われたり、有効性が薄れたりするのもまた事実である。それゆえ、二つの概念は、対立し得るが、有効性とは、適正であることを前提として語られるものであり、適正性が優先される。

この二つの対立する概念をうまく両立し、適正性を確保しつつ、更に有効な処遇を行うことは、有識者会議でも提唱されていることである[8]。

４、少年鑑別所の役割と各班の研究について

以上のように、少年鑑別所の持つアセスメント機能は、少年保護司法システムにおいて重要な役割を担っており、2014（平成 26）年に少年鑑別所法が独立して制定され、少年鑑別所の重要性が再認識されたことは、少年法の沿革の中で大きなターニングポイントになった。

また、少年鑑別所の主な業務は、①鑑別対象者の鑑別、②観護措置、③非行及び犯罪の防止の 3 つである。①について、少年鑑別所は、家庭裁判所や地方更生保護委員会、保護観察所、児童自立支援施設、児童養護施設から鑑別の依頼を受けた時、それを行わなければならない（鑑法 17 条)。②について、在所者の観護処遇に当たっては、懇切にして誠意のある態度をもって接することにより在所者の情操の保護に配慮するとともに、その者の特性に応じた適切な働き掛けを行うことによりその健全な育成に努めなければならない（鑑法 20 条)。③について、少年鑑別所の長は、地域社会における非行及び犯罪の防止に寄与するため、非行及び犯罪に関する各般の問題について、少年、保護者その他の者からの相談のうち、専門的知識及び技術を必要とする者に応じ、必要な情報の提供、助言その他援助を行うとともに、非行及び犯罪の防止に関する機関又は団体の求めに応じ、技術的助言その他の必要な援助を行わなければならない（鑑法 131 条)。少年鑑別所はこれらの事務を適正に行う必要がある。

今回の矯正保護展はこの 3 つの鑑別所の業務と今回の改正で強調された個別矯正教育に焦点を当てて研究することにした。1 班は鑑別、2 班は健全育成支援、3 班は非行・犯罪防止援助について研究した。今回の班分けは改正による重大な変更点があった部分を基準として行った。いずれの研究内容も現行法改正の意義や少年鑑別所の意義に重点を置き、これからの少年院、少年鑑別所の在り方を考えたものである。これら各班の研究結果が、将来のよりよい矯正処遇の発展へつながれば幸いである。

---

[8] 少年矯正を考える有識者会議「少年矯正を考える有識者会議―社会に開かれ、信頼の輪に支えられる少年院・少年鑑別所へ―」（2010 年）11-13 頁。

第１章　鑑別調査班

第１節　鑑別の概要

少年鑑別所は、専門的知識及び技術に基づき、鑑別対象者について、その非行又は犯罪に影響を及ぼした資質及び環境上の問題を明らかにした上、その事情の改善に寄与し、処遇に資する適切な指針を示すことを目的に、適正な範囲内で鑑別を行っている。少年鑑別所の長は、家庭裁判所、地方更生保護委員会、保護観察所の長、児童自立支援施設の長、児童養護施設の長、少年院の長又は刑事施設の長からの求めによる鑑別を行う。

本節では、これらの施設の求めによる鑑別の中で大半を占める家庭裁判所の求めによる鑑別、その中でも、家庭裁判所で観護措置の決定がなされた少年に対して行う鑑別（以下、「収容鑑別」という。）と少年を収容することなく、家庭裁判所、少年鑑別所等に来所させて行う鑑別（以下、「在宅鑑別」という。）について述べる。その後、鑑別の際に利用される鑑別手法や、作成される鑑別結果通知書について触れる。

1、収容鑑別

（1）少年鑑別所入所者の人員の推移

収容鑑別の対象となる少年鑑別所入所者の人員の推移は以下の通りである。その人員は、少年矯正統計年報によれば、1996（平成 8）年から増加し、2003（平成 15）年に最多となる 23,063 人を記録したが、それ以降は減少傾向にある。2013（平成 25）年の入所者は 11,491 人であった。

図１　少年鑑別所入所者の推移

（『〔平成 25 年版〕犯罪白書』から引用）

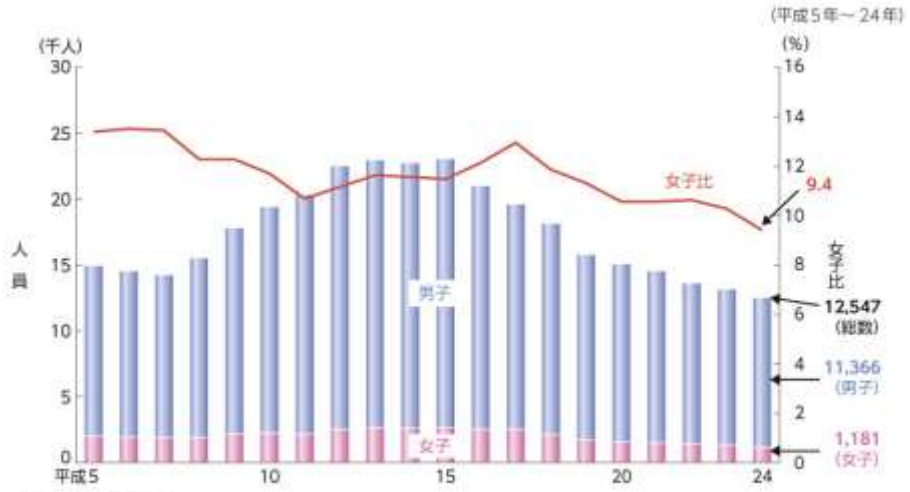

注　1　矯正統計年報による。
2　「入所者」は、観護措置、勾留に代わる観護措置又はその他の事由（勾留、引致等）により入所した者をいい、逃走者の連戻し又は施設間の移送により入所した者は含まない。

新法の成立による収容鑑別の業務の変化は少ないものの、入所者の減少によって、収容鑑別の内容も変化することが推察される。例えば、一人ひとりの鑑別に、より時間をかけることができるようになるのではないかと考えられる。これは少年鑑別所の職員数が、平成元年頃から、ほぼ一定であることからも伺える[9]。

（2）収容鑑別の流れ

収容鑑別の流れは図 2 の通りである[10]。

図 2　少年鑑別所における収容鑑別の流れ
（『〔平成 25 年版〕犯罪白書』から引用）

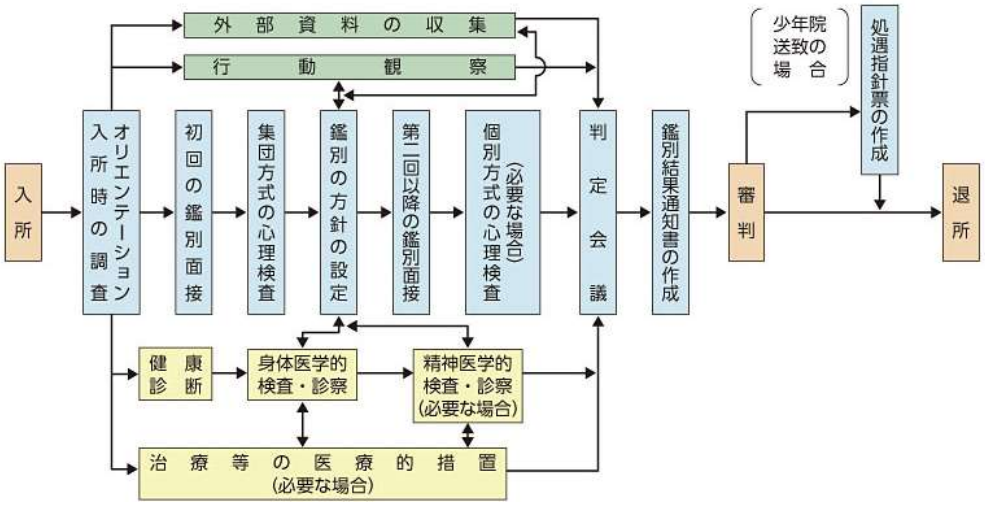

①　入所時の調査・オリエンテーション

入所時の調査は、少年の入所前後の状況等を把握し、その少年の鑑別担当者の指名や初回の鑑別面接等に役立てるために行われる。またオリエンテーションは、少年に対し、鑑別の目的や、少年が心得ておくべき事項を理解させることにより、円滑に鑑別を受ける心構えを持たせることを目的に行う。

②　初回の鑑別面接

鑑別面接は、個々の少年との面接により、その資質及び環境並びにこれらの相互関係を明らかにするために行う。特に初回の鑑別面接では、新たに入所した少年の資質及び環境の概要を把握し、収容鑑別の方針の設定等に役立てることを目的とする。初回の鑑別面接は、鑑別担当者の指名後できる限り速やかに行うこととしており、（ア）近親者及び保護者の状況、（イ）生育歴、教育歴及び職業歴、（ウ）精神状況、（エ）不良行為歴及び保護処分歴、（オ）非行の概要といった事項について概括的に聴取してい

[9] 各年の「矯正の現状」（法務省矯正局、法曹時報）を参照。
[10] 以下、①～⑩の記述は、國吉真弥「少年鑑別所における収容鑑別及び観護処遇の実際」家庭裁判月報 62 巻 10 号（2010 年）9-21 頁を参考にした。

る。

第2回以降も含め、鑑別面接に当たっては、明るく穏やかな雰囲気の下に、少年の不安や警戒心を和らげ、少年との信頼関係を保つように配慮することが重要視される。

③　集団方式の心理検査

集団方式の心理検査は、新たに入所した少年の知能、性格特性等を概括的に把握するとともに、その少年の収容鑑別の方針の設定に役立てることを目的に行う。集団方式の心理検査は、鑑別担当者の指名後できる限り速やかに、複数の少年に対し一斉に行うこととしている。

④　鑑別の方針の設定

収容鑑別の方針の設定は、個々の少年ごとに、収容鑑別のための調査の実施内容、重点事項、実施時期等を明らかにし、収容鑑別を適切かつ計画的に行うことを目的に行う。内容としては、第2回以降の鑑別面接において特に詳細に調査すべき内容、個別方式の心理検査の種類、行動観察において重点を置くべき観察事項、意図的に一定の条件を設定する観察場面等が挙げられ、それらについてできる限り具体的に定めることとされている。

⑤　第二回以降の鑑別面接

第二回以降の鑑別面接は、収容鑑別の方針に従って適宜行うもので、内容としては「②初回の鑑別面接」で示した（ア）～（オ）の事項のほか、必要と認められる事項について詳細に行う。

第二回以降の鑑別面接を行う時点では、これまでに集められた少年に関する情報に基づいて、少年の抱える問題についての「仮説」が鑑別担当者の中にある程形成されているため、鑑別面接において「仮説」の検証、絞込み、あるいは生成といった作業が逐次・継続的に行われる。

⑥　個別方式の心理検査

個別方式の心理検査については、収容鑑別の方針に従って、個々の少年の特質及び問題点に応じて、各少年鑑別所に備えられた多様な心理検査の中から、適切なものを、必要に応じて行う。

⑦　外部資料の収集

外部資料の収集は、少年鑑別所内で行う調査では得られない情報又は十分でない情報を外部の団体又は個人から収集し、これを活用することで、少年の資質及び環境のより的確な把握に資するために行う。

⑧　行動観察

行動観察は、収容中の通常の生活場面における行動及び意図的に一定の条件が設定されている観察場面における行動を綿密に観察し、その結果を検討することによって、行動面から少年の特質及び問題点を把握することを目的としている。少年の行動をつぶさに観察できることは、収容鑑別最大のメリットである。観察事項としては、行動傾向や特に対人行動、社会的態度や習癖等が挙げられる。意図的行動観察については、課題作文、日記、集団討議等を中心に各施設で工夫が凝らされている。

⑨　判定会議

判定会議は、個々の少年ごとに、鑑別面接、心理検査、行動観察の結果等の基づき、少年の資質・環境及びこれらの相互関係における問題点並びに非行性の進度に対応した保護の必要性について、あらゆる角度から十分に検討を加え、的確な判定を得ることを目的として行われる。

判定会議は、所長が主催し、首席専門官、統括専門官、当該事例の鑑別を担当する鑑別技官、当該事例の行動観察を担当する法務教官で構成される。

⑩　鑑別結果通知書の作成

鑑別技官は、判定会議終了後、速やかに鑑別結果通知書の作成に取り掛かる。

2、在宅鑑別

家庭裁判所関係では、収容鑑別が大多数を占めるが、少年を収容することなく、家庭裁判所、少年鑑別所等に来所させて行う在宅鑑別もある。在宅鑑別は主として交通関係の非行事件について用いられている。在宅鑑別は、面接及び心理検査を中心に行い、行動観察や医学的な検査診察は行われないことが多い。少年矯正統計年報によれば、昭和30 年代の後半から交通事犯少年の増加が見られ、これに伴い、在宅鑑別の実施数も増加した。しかし昭和 50 年代に大きく減少した。さらに、ここ数十年の間にもさらに減少しており、2012（平成 24）年における在宅鑑別の受付人員は 251 人であったが、2013（平成 25）年では 381 人と増加した。

3、鑑別手法

（1）鑑別に用いられる心理検査

鑑別の具体的な方法としては、「面接」、「心理検査」、「行動観察」、「医学的診察」の 4 つが挙げられる[11]。このうち、心理検査の結果は面接で得られた情報に裏付けを与え、鑑別において重要な役割を果たす。心理検査には、集団で行う集団式心理検査と、1 対 1 で行う個別式心理検査がある。収容鑑別においては、初回の面接後、少年の資質を大まかに把握するために、集団式心理検査を行う。その後、さらに面接を繰り返す中で、必要性に応じて個別式心理検査も実施する。

心理検査は、「知能検査」、「性格検査」、「作業検査」の 3 つに大別できる。「知能検査」は知能水準を測定するための検査である。代表的なものとして、WAIS-Ⅱや WISC-Ⅲ等の個別式知能検査がある。「性格検査」は性格の個人差を把握するための検査であり、質問紙法と投影法に大別される。「性格検査」は、面接や観察等で得られた情報に客観的な裏付けを与えるために行われる。質問紙法は、与えられた質問について被験者が自己評定を行うものである。多数の者に短時間で実施でき、数量的に処理が可能だが、少年が自己を好ましく見せようとして虚偽の回答をすることにより、結果が歪められてしまう可能性がある。一方、投影法は、曖昧な刺激を提示し、それに対する様々な反応からパ

[11] 越智啓太=渡邉和美=藤田政博編『法と心理学の事典－犯罪・裁判・矯正』（朝倉書店、2011 年）473 頁。

ーソナリティを把握しようとする方法である。少年が自分で意識していない性格特性まで読み取ることができるが、実施や解釈に時間を要する。ロールシャッハ・テストや TAT、各種の描画法といった検査等が、少年鑑別所でよく用いられている。「作業検査」は一定の作業を行ってもらい、その遂行の様子からパーソナリティを把握しようとするものである。代表的な作業検査に「内田クレペリン検査」がある。これは一桁の数字の加算作業を連続的に一定時間実施し、その遂行の様子を見るものである。

少年鑑別所による収容鑑別においては、一般的な心理検査以外に、犯罪や非行と関わりのあるパーソナリティを測定する為に法務省により開発された法務省式の心理検査が広く用いられている。「法務省式人格目録（MJPI）」、「法務省式態度検査（MJAT）」「法務省式文章完成法（MJSCT）」等である[12]。これら 3 つの心理検査と「新田中 B 式知能検査」等の集団式知能検査の組み合わせを、鑑別の初めに集団で実施することが多い。

(2) 法務省式ケースアセスメントツール（MJCA）

2013（平成 25）年より、鑑別の新しい実施方法として、法務省式ケースアセスメントツール(MJCA)の運用が始められ、鑑別判定や処遇指針策定に反映されることとなった。

① 導入背景とその概要

2008（平成 20）年頃から行われた諸外国の動向に関する調査において、欧米等では再非行の可能性等を把握する、いわゆる「リスク・ニーズアセスメントツール」の開発・活用が進められていることが判明したものの、日本ではそれまで、再非行の可能性や教育上の必要性の把握に特化した統一的な手法が設けられていなかった。そこで、新たな調査方式として法務省式ケースアセスメントツール（MJCA）を導入する運びとなった。

MJCA では以下のような結果の表示が行われる。

・少年の成育環境や非行・保護歴等といった、教育等によって変化しない静的領域（5 領域 24 項目）と、社会適応力や自己統制力等といった、教育等によって変化し得る動的領域（4 領域 28 項目）の二つを合わせた 9 領域ごとに問題性の大きさについてグラフや数値を用いて表示。

・再非行の可能性等を 10.1%から 78.0%までの 4 区分でグラフや数値を用いて表示[13]。

・T 得点という、少年鑑別所入所者に対する評定対象者の相対的な位置の表示[14]。

[12] 越智=渡邉=藤田・前掲注（11）483 頁。
[13] スプリング法律事務所 HP「『法務省式ケースアセスメントツール（MJCA）』の運用開始のお知らせ」（ http://www.spring-partners.com/topic/440.html ）（2014 年 10 月 27 日閲覧）。
[14] 法務省矯正局 HP「法務省式ケースアセスメントツール（MJCA）について」（ http://www.moj.go.jp/content/000116311.pdf ）（2014 年 10 月 28 日閲覧）。

MJCA は、心理学や犯罪学等の人間科学の知見を踏まえて、少年鑑別所に入所した少年の実証データに基づいて、統計学的な分析を経て開発されたものである。再非行防止を目的とし、保護者との関係性の調整や社会適応力の向上などの教育上の必要性をわかりやすく伝達することを可能にする[15]。

② 今後の展望

MJCA を鑑別資料の一つとして活用することにより、家庭裁判所の調査・審判に資する鑑別の実施に役立つほか、少年鑑別所が少年院や保護観察所等の処遇機関に対して、再非行防止のために教育上必要とされるものが何なのかを分かりやすく伝達することが可能となる[16]。

また、個別的処遇計画の策定において個別的教育目標や段階別到達目標等が立てやすくなることや、綿密な働きかけが必要な領域とそうでない領域を見分けやすくなるといった観点から、メリハリのある処遇も可能になる。処遇前後の動的領域における得点の変化を、処遇プログラムの効果検証のための指標として活用できることも一つの特徴である。現在、MJCA については継続的なデータの蓄積が必要とされている[17]。

これらに加え、これまで実務に携わる者の知識や経験に頼っていた評価が、客観的な数値として示されるために、共通認識が得やすくなるということが最大のメリットと言えるだろう。そのため、少年鑑別所の鑑別と少年院・保護観察所の教育・処遇とが、より一層効果的に展開されると考えられる[18]。もちろん、これら外部機関に加え、少年本人や保護者との共有、連携の発展も期待されている[19]。

4、鑑別結果通知書

（1）鑑別結果通知書とは

鑑別結果通知書とは、少年鑑別所における鑑別の結果を表した文書であり、鑑別の結果として作成され、公務文書として少年鑑別所から家庭裁判所宛に送付される。ベテランの鑑別技官が、高度な専門的知識をもって作成にあたっている[20]。

この鑑別結果通知書を元に家庭裁判所で審判が行われ、少年の処遇が決定される。家庭裁判所で少年院送致が決定すると、鑑別結果通知書に記載された処遇指針をより具体的にした処遇指針票が作成され、少年院に送付される。処遇指針票の作成は、審判後、送致先の少年院が決まるまで少年鑑別所に在所している期間で行われる。

---

15 法務省矯正局少年矯正課 HP「法務省式ケースアセスメントツール（MJCA）の開発と運用開始について」（ http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei03_00018.html ） （2014 年 10 月 27 日閲覧）。

16 法務省矯正局少年矯正課・前掲注（15）。

17 法務省矯正局少年矯正課・前掲注（15）。

18 小林万洋「少年鑑別所における最近の施策と取組について」早稲田大学社会安全政策研究所紀要 6 号（2014 年）85 頁。

19 牧悦子ほか「再非行防止に資するための少年院との連携強化方策について―法務省式リスクアセスメント・ツール（暫定版）の活用について」刑政 122 巻 7 号（2011 年）78-80 頁。

20 鑑別結果通知書作成時、ベテランの鑑別技官が新人の鑑別技官に対して、面接などの鑑別資料から少年の人間性を見ていくトレーニングを 2 年間行うという、スーパーバイズ制度がある。新人時代、一人で鑑別結果通知書を書き上げることできないため、かなり専門的な調査書に仕上がるということでもある。

（2）家庭裁判所の求めによる鑑別結果通知書の作成

①作成期間：家庭裁判所の求めによる鑑別に関して、鑑別結果通知書の作成は、約 4 週間で行われる。

②作成目的：家庭裁判所での審判の資料とするため。

③作成方法：収容鑑別（鑑別のための面接、身体状況の調査、心理検査、精神医学的検査・診察、行動観察及び関係機関、家族等外部からの資料収集）の結果から得られた情報を、少年鑑別所長、鑑別担当者等で構成する判定会議において総合し、少年の資質の特質及びその問題点並びに少年が非行にかかわることとなった要因及び再非行の危険性の程度を明確化する。（人格問題性、環境問題性等）

④記載内容：鑑別結果通知書の具体的な記載内容は以下の通りである。

（ⅰ）被鑑別者の氏名、年齢、性別、鑑別番号及び事件番号

（ⅱ）被鑑別者の知能は、個別知能検査（WISC）を利用し、IQ を出す。

（例）知能指数は劣段階（IQ＝69）　面接時の応答の仕方、描画テスト等から判断すると、知的障害は認められず、学力の低さと関連するものと思われる。

（ⅲ）性格、精神、身体の状況

少年の気分や感情、面接時の印象、少年鑑別所内での行動特徴、自己および生活環境に関する認知の特徴等。

（3）鑑別結果通知書にみる少年鑑別所と少年院の連携

ここまで鑑別結果通知書の概要について述べたが、鑑別結果通知書を中心とした少年院と少年鑑別所のつながりに関して、どのような問題があるだろうか。思うに、①鑑別技官が、少年の経過に関して知る機会が少ないこと、②鑑別所と少年院での意見交換の機会が少ないこと、以上の 2 点が問題であると考えられる。

少年鑑別所が適切な鑑別を行い、少年院がそれに基づく適切な処遇を行うことが少年の改善更生に資することは疑いがない。では適切な鑑別とは何かといえば、家庭裁判所での審判の材料となるだけでなく、少年院での処遇に資する鑑別ではないだろうか。収容鑑別は、①高い専門的知識及び技術をもつ鑑別技官によって行われること、②家庭裁判所の審判前に行われること、③少年院とは異なる雰囲気での行動観察が可能であること、以上の 3 点から、少年院での処遇をより適切なものとすることにも資すると考えられる。

一方で、収容鑑別の対象となる少年は、あくまで非行の疑いがあるに過ぎないため、少年院送致後を主眼においた鑑別を行うべきではないとも考えられる。以上のことを踏まえると、より適切な鑑別を行うためには、少年鑑別所の鑑別技官が少年院送致後の少年の様子を確認し、それを基に鑑別方法を改良していくと同時に、審判前という少年の立場に配慮した鑑別を行うことが必要であるように思う。

しかし、現状では、少年鑑別所の鑑別技官が、少年院送致後の経過を見る機会は少ない。そこで、少年院からの求めにより在院中の少年の鑑別を行う再鑑別の実施件数を増やすことが必要であると考える。再鑑別については第 4 節で詳しく述べる。

第 2 節　保護観察所からの求めによる鑑別

1、概要

少年鑑別所は、収容鑑別以外にも、家庭裁判所からの請求による在宅鑑別や、法務省関係機関からの依頼鑑別、一般市民・公私の団体等からの依頼を受けて行う一般少年鑑別等を行っている。

鑑法制定により、鑑別の概念の整理が行われ、昭和 23 年院法で「依頼鑑別」と呼ばれていたものが、鑑法では、17 条 1 項 2 号の保護処分の執行を受ける者についての鑑別として、「保護観察所からの求めによる鑑別」、「児童自立支援施設・児童養護施設からの求めによる鑑別」そして「少年院からの求めによる鑑別」と改められた。

また、平成 26 年院法・鑑法は、再非行防止に向けた処遇の充実、適切な処遇の実施、社会に開かれた施設運営の推進を大きな施策の柱としており、再非行防止に向けた処遇の充実のために少年鑑別所の機能の強化が挙げられている[21]。少年鑑別所の機能の強化としては、専門的知識及び技術に基づいた鑑別の実施や少年保護手続を縦貫した鑑別の積極化がより一層求められている。

ここでは 17 条 1 項 2 号、保護処分の執行を受ける者のうち特に保護観察所からの依頼に基づく鑑別について検討していく。

2、現状

全国の少年鑑別所における保護観察所からの依頼に基づく鑑別の受付件数は、以下の図の通りである。

図 3　保護観察所からの依頼に基づく鑑別の受付件数の推移
（少年矯正統計年報を基に筆者作成）

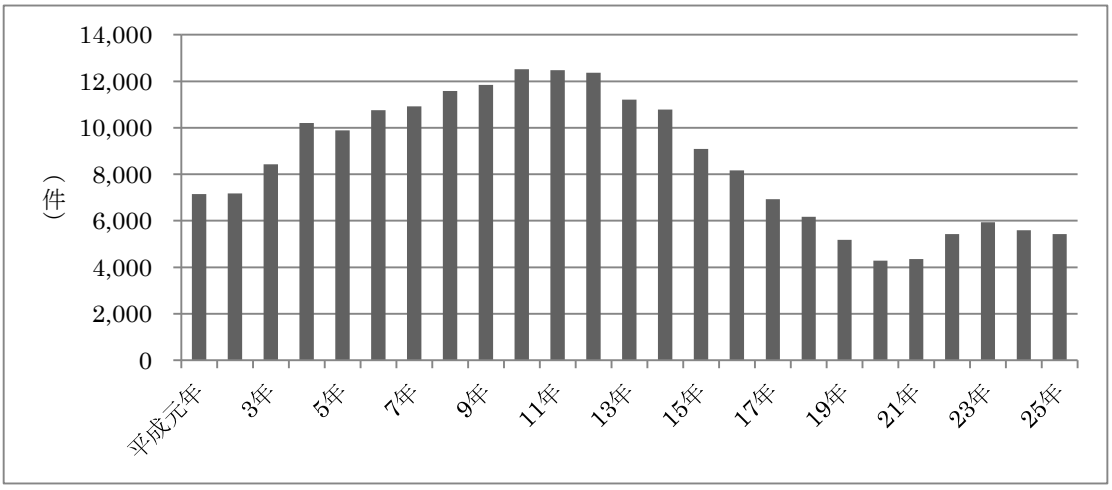

[21] 法務省 HP「社会に開かれ、信頼の輪に支えられる少年院・少年鑑別所を目指して」（http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei03_00019.html）（2014 年 11 月 4 日閲覧）。

保護観察所（地方更生保護委員会も含む）からの依頼に基づく鑑別の受付件数は、2001（平成 13）年から減少しており、2001（平成 13）年には、11,215 件であったが、2013（平成 25）年には 5,426 件と約半数になっている。

また、論文等の記載によると保護観察所からの依頼による鑑別の内容の多くは、交通事犯者の運転態度検査など、実施が比較的容易な心理検査を集団方式で行うというもので、個別の事例について面接や心理検査を実施することは少ないという[22]。

3、保護観察所との連携強化

平成 26 年院法・鑑法施行にあたり、再非行防止に向けた処遇の充実は重要課題であり、少年の再非行防止のためには、少年保護司法システムにかかわる機関同士が連携することが必要不可欠であるとされ、少年鑑別所と保護観察所の連携強化が求められている。

有識者会議提言では「少年の再非行を防止し、健全な成長発達を支えるための有効な処遇の展開」を進めていくため、「児童自立支援施設在所者、保護観察対象者等を対象とした鑑別の実施」という項目において、「機関横断的な特質を一層積極的に活用し、少年処遇の一連の過程を縦貫して専門的な鑑別機能を発揮することに向けて努力するべきである。」と指摘されており[23]、依頼鑑別の充実化が求められている。

また、2010（平成 22）年 9 月 27 日には法務省矯正局少年矯正課長通知「保護観察所の長からの依頼による鑑別の積極的な実施について」が出された。

4、各少年鑑別所における取り組み

前項で挙げた通知等を受け、全国の各少年鑑別所において、保護観察所と連携を充実化させ、依頼による鑑別を活発化していくため様々な取り組みが始まった。

(1)「処遇指針票」の作成・送付

① 導入経緯

2 年前から、家庭裁判所の審判で保護観察処分となった少年について、本人と保護観察官のインテーク面接前に、少年鑑別所が作成した「処遇指針票」を保護観察所に届けるという取り組みが、いくつかの少年鑑別所で行われるようになった。従来、少年は、家庭裁判所の審判の直後に保護観察所に出頭し、保護観察官のインテーク面接を受けていたが、保護観察官は、その面接の前に、少年についての十分な情報を得ることができなかった。インテーク面接は、保護観察実施計画を立てるためにも重要な面接であるにも関わらず、面接時、家庭裁判所調査官による調査記録の一部以外の情報はなく、インテーク面接が終了してから各種資料が保護観察所に届くという流れになっていたのである。しかも、審判決定直後ということで、保護観察官は、時間の制約があって関連資料を十分に読み込むことができていなかったり、また、少年や保護者に心情的な余裕がなく、面接での聞き取りが困難であったりして、十分な面接が実施

[22] 伊藤涼平「高松少年鑑別所 保護観察決定少年に係る処遇指針票の試行」刑政 124 巻 9 号（2013 年）121 頁。
[23] 少年矯正を考える有識者会議提言・前掲注（8）22 頁。

されないことが多々あったという[24]。そこで、保護観察官が、インテーク面接時に少年鑑別所の鑑別結果を踏まえた資料を持ち、保護観察の処遇の方向性を決めることができれば、少年鑑別所として保護観察の円滑な実施をサポートすることになるのではないかと考えられ、この取り組みが始まった。具体的な方法等については各少年鑑別所によって異なるが、ここでは高松少年鑑別所及び盛岡少年鑑別所の試行例を挙げる。

② 高松少年鑑別所の試行

まず、高松少年鑑別所では、処遇指針票の作成に際して、審判決定後速やかに保護観察官の手元に届きインテーク面接の際の参考にできること、記載内容がわかりやすく簡潔な（A4 サイズ 1 枚程度）ものであること、少年鑑別所における行動観察として所内生活の様子や処遇経過が盛り込まれていること、保護司へ伝達しやすいような指導のポイントが示されていること、互いの業務負担を大幅に増大させないことの 5 点が重要であるとした。高松少年鑑別所の伊藤統括専門官は 2 年間矯正と保護の人事交流の機会を得て、さいたま保護観察所において保護観察官として勤務した経験があり、その経験も踏まえて作成した。処遇指針票の具体的な内容は以下の通りである[25]。

1、本件に関する事項
（1）本件概要とその分析
（2）共犯等との関係
2、資質上の主な性格特性
（1）知能
（2）性格特徴
（3）精神障害
3、交友関係に関する事項
4、家族関係に関する事項
（1）家族の構成等
（2）当所での様子
5、当初在所時の様子、心境、意欲等に関する事項
（1）課題等への取組態度
（2）就業・就学等の見通し
6、指導監督の際のポイント

また、インテーク面接に間に合わせるためには審判決定後、保護観察決定となった旨を直ちに把握して処遇指針票の作成に着手し、保護観察所に速やかに送付しなければならないため、高松少年鑑別所では、審判前から処遇指針票の作成に一部着手し、審判決定を受けてから必要事項を追記し、保護観察所へ送る際には法務省内のネット

[24] 伊藤・前掲注（22）121 頁。
[25] 伊藤・前掲注（22）123 頁。

ワークを利用することとした。

処遇指針票とともにアンケートを交付したところ、12 件中 8 件が回収できた。結果は以下の通りである[26]。

表 1　処遇指針票の実用性について[27]

	評価				
項目	1（なくても良い）	2	3	4	5（非常に役に立った）
本件に関する事項	1	1	2	2	2
性格特徴	0	0	1	3	4
交友関係	0	0	5	1	2
家族関係	0	0	1	2	5
当所在所中の様子、心境、意欲	0	0	2	4	2
指導監督の際のポイント	0	0	0	3	4
全体評価	0	0	1	4	2

表 2　処遇指針票の分かりやすさについて[28]

	評価				
項目	1（わかりづらい）	2	3	4	5（わかりやすい）
本件に関する事項	0	0	3	3	2
性格特徴	0	0	3	2	3
交友関係	0	0	6	1	1
家族関係	0	0	4	2	2
当所在所中の様子、心境、意欲	0	0	4	3	1
指導監督の際のポイント	0	0	1	3	3
全体評価	0	0	0	5	2

この結果から以下のことが分かる。まず、実用性については、全体評価では「非常に役に立った（5）」が 2 ケース、次段階の「（4）」が 4 ケースと高い評価を受けている。また、「非常に役立った（5）」が 5 ケースと最も多かったのが、「家族関係」であった。しかし、「本件に関する事項」については、「なくても良い（1）」が 1 ケース、次段階の「（2）」が 1 ケース、「どちらでもない（3）」が 2 ケースと評価が低い。「性格特徴」は鑑別結果の柱の 1 つでもあると思われるが、「役立った（3）」が 3 ケース、「どちらでもない（3）」が、1 ケースずつあった。

8 ケースと数が少ないので、ここから何らかの確実な結論を導き出すのは無理があると考えるが、実用性に関して、「なくても良い（1）」評定がついた項目があること、「非常に役に立った（5）」評定ばかりではないことから考え、保護観察官がインテーク面

[26] 濱田祥一=長尾太三晃=伊藤涼平=吉田麻衣子「保護観察決定少年に係る処遇指針票の試行に関する一考察」四国矯正 67 集（2013 年）30 頁。
[27] 同上。
[28] 同上。

接で必要とする情報と鑑別所が提供する情報の項目は必ずしも全項目が一致していないことが見受けられる。

また、分かりやすさという観点からは、「当所在所中の様子、心境、意欲等」については、(3) 評定が 4 と最も多かったことに加え、「性格特徴」について、「3」と「5」が 3 ケースずつとなっている。

以上、鑑別所が考える処遇に資する情報と、観察所が必要と考える情報は必ずしも一致しておらず、ずれが生じているように思われる。お互いに相手の専門性や職務等について理解を深める必要がある。それには、こういったアンケートも効果的であろうし、職員の交流や事例検討会等の実施も有益ではないかと考える。

③　盛岡少年鑑別所の試行

次に盛岡少年鑑別所の試行例についてである。処遇指針票は A4 サイズ 1 枚の両面印刷とし、内容は以下の通りである[29]。

【表面】
1、本件非行（非行名、非行の動機）
2、保護環境（保護者氏名、続柄、職業、帰住地等）
3、保護歴・処分歴（補導歴、処分歴）
4、就学・就労（最終学歴、職種、適応状況、今後の見通し）
5、交友関係（反社会集団への所属、交友関係の特徴）
6、身体状況（疫病・障害、薬物使用歴等）
【裏面】
A 処遇上の重点事項
B 性格等（知能、性格等）
C 指導上の留意点
D その他（被害者等に関する事項等）

インテーク面接に役立つよう特に工夫している点として、例えば、「C 指導上の留意点」においては、表現力の不足から横暴な態度をとっているかのような誤解を招きやすい少年である、強がりで意地っ張りなところがあり指導者が頭ごなしな態度で臨むと反発を招きやすいといった記載が盛り込まれた。受け渡し方法等については、審判前日までに書面を作成し、家庭裁判所本庁での審判の際は、出廷職員が持参して、審判決定後ただちに保護観察所に届けた。

どちらの取り組みでも、保護観察官からは、短時間で少年の概略を把握できた、早い段階で情報が得られるため処遇方針や担当保護司の人選に役立った等、好評であっ

[29] 菊池功=内藤広毅「保護観察所との連携強化に関する取組―処遇指針票の提供について―」東北矯正研究 48 回（2012 年）22 頁。

た[30]。

（2）名古屋少年鑑別所の取り組み

名古屋少年鑑別所と名古屋保護観察所は新たな取り組みとして、2011（平成 23）年にそれぞれ相互に講師を派遣し、職員研修を実施した。お互いの業務や専門性について理解を深めたことにより、交通保護観察対象者への運転態度検査を除く依頼鑑別の件数が増加した。依頼を受け鑑別を行ったケースの 6 件中 5 件については再非行や不良措置の情報はないという。件数は少ないが、もともと処遇困難な少年が選ばれていることを考慮すると再非行防止に効果があったといえる[31]。

（3）「甲府モデル」プロジェクト

「甲府モデル」プロジェクトとは、甲府少年鑑別所と甲府保護観察所の間で、「少年矯正と更生保護の行動連携モデル」を探るというプロジェクトであり、2013（平成 25）年から少年院・少年鑑別所・保護観察所間の行動連携を一層強化するために、全部で 15 の取り組みを行っている[32]。そのうち、保護観察所との連携に関わる取り組みを挙げていく。

まず、（1）で挙げた「処遇指針票」の作成・送付を行い、処遇指針票の別添えとして法務省式アセスメントツール（MJCA）の所見帳票を添付している。

次に、依頼鑑別の積極的な実施である。保護観察所からは、鑑別を行うことは保護観察実施上有用であるが、その上で、鑑別対象者にどのように鑑別の実施について納得させるか、動機付けを持たせるか、という点が課題となっている。また、少年鑑別所退所少年に係る処遇会議も 2 回実施した。鑑別結果や処遇効果の検証などを目的として、少年鑑別所と保護観察所との間で開催し、少年鑑別所、保護観察所の双方の職員から、処遇の質の向上や情報の共有という点で有用であったという意見が多かった。

最後に、研修関連の取り組みを挙げる。少年鑑別所職員が保護観察所での実務研修に参加したり、保護観察所職員が少年鑑別所の業務研修に参加したりする機会を設けられた。勤務形態の異なる施設間での派遣ということで、職員の負担にはなるが、このように相互の研修によって、処遇や鑑別で気になったことがあった際に、気軽に連絡を取れるようになることも期待される。

5、まとめ

少年鑑別所の依頼鑑別の充実化へ向けた取り組みを挙げたが、これらについて考察していく。

まず、「処遇指針票」の作成・送付についてである。保護観察決定直後に、保護観察官に少年鑑別所の処遇指針票を送付することにより、保護観察官は初めに行うインテーク

---

30 菊池=内藤・前掲注（29）23 頁。
31 馬場明子「有識者会議提言を実現させるための名古屋鑑別所の取り組みについて」刑政 123 巻 5 号（2012 年）28 頁。
32 横地環=久保勉「甲府モデルプロジェクト中間報告－少年鑑別所長・保護観察所長の人事交流による少年矯正と更生保護の行動連携モデル」刑政 125 巻 6 号（2014 年）76 頁。

面接の準備が十分にできるようになり、少年への働きかけや処遇計画立案を適切に行えるようになる。また同時に、保護観察所との連携を深めることで、少年鑑別所への理解が進み、依頼鑑別の増加につながっていくことも期待される。

少年の再非行防止には職員研修等を通じて相互の理解を深め、共通の目的を持って協力していくことが重要であると考える。研修をしてみて、少年鑑別所から見ると、「対象者に依頼鑑別を受けさせることはそこまで困難なこととは思わなかったが、保護観察処遇の現場では、保護観察になった少年に、保護司へ定期的に報告させることさえ難しいということを知った」、「鑑別を実施する側として配慮が足りなかった」という意見があった[33]。これまでは、少年鑑別所と保護観察所が、お互いの状況を把握することが困難な点も多かったと思われる。しかしながら、共通の目的のもとに協力していくことで、少年鑑別所では依頼鑑別がより充実し、少年処遇の一連の過程を縦貫した、専門的な鑑別機能を発揮することができるようになるであろう。

他機関との連携の例としては、2007（平成 19）年から運営をしている沼田町就業支援センターの取り組みが挙げられる。この施設は、少年院仮退院者等に対して保護観察を行いながら、実習農業において職業訓練を実施するために設立され、旭川保護観察所沼田駐在官事務所に併設した宿泊施設となっている。このセンターを拠点とし、2011（平成 23）年から少年矯正と更生保護との行動連携を拡充する目的で、法務省保護局と矯正局は定期的な協議を始めた[34]。処遇メニューの開発の協議の中では、以前から行われていた少年鑑別所職員による面接や職業適性検査の実施に加え、新たな取組策について検討がなされた[35]。今後、少年鑑別所職員の専門的知見の活用が期待できる。また、更生保護施設との連携ということで、更生保護施設紫翠苑においては、入所者全員に対して地元の少年鑑別所が主に職業適性検査等を実施し、その結果を更生保護施設、保護観察所と本人に通知するという取り組みも行われている。

これらの取り組みはまだ地域単位で行われているのみであるが、今後全国の少年鑑別所においてもこのような連携がなされることで、再非行防止により役立つだろうと考えられる。

---

33 横地=久保・前掲注（32）81 頁。

34 法務省保護局観察課旭川保護観察所「沼田町就業支援センターの現状について」刑政 123 巻 4 号（2012 年）77 頁、及び法務省保護局観察課「沼田町就業支援センターの開所を迎えて」刑政 118 巻 12 号（2007 年）58 頁。

35 小林万洋「少年矯正を考える有識者会議提言の実現に向けて―少年鑑別所に関する施策の実施状況―」刑政 123 巻 5 号（2012 年）17 頁。

第 3 節　児童自立支援施設・児童養護施設からの求めによる鑑別

1、概要

鑑法の制定により鑑別の概念が整理され、児童自立支援施設・児童養護施設からの求めによる鑑別は、以下のように定義された。

昭和 23 年院法では、児童自立支援施設・児童養護施設に入所している少年に対する鑑別は、全て一般少年鑑別として扱われた。しかし、鑑法では、保護処分として児童自立支援施設・児童養護施設送致となった少年に対しては、17 条 1 項 2 号を根拠条文として鑑別を行うことになり、児童相談所の措置で児童自立支援施設・児童養護施設に入所した児童には、後述する鑑法 131 条の対象として、非行及び犯罪の防止に関する援助が行われる。

2、現状

児童自立支援施設・児童養護施設からの依頼に基づく鑑別の件数は年間 10 件程度と、とても少ない[36]。

3、新たな取り組み

保護処分として児童自立支援施設送致決定となり、国立の児童自立支援施設に送致された入所児童のうち、児童自立支援施設の長及び少年鑑別所長が協議して、事前検討の実施及び鑑別に係る専門的知識及び技術を活用した支援の必要性を認めた者について、少年鑑別所職員が面接、心理検査の実施等を行うという取り組みが一部の少年鑑別所において試行された。

少年鑑別所職員は、現在の心情・処遇の受け止め方、態度等の変化、非行や自己の問題性等の認識の変化、今後の自立支援計画等を明らかにし、児童自立支援施設職員と事例検討を行い、これらの実施結果について児童自立支援施設宛に通知する[37]。

4、まとめ

児童自立支援施設や児童養護施設の依頼に基づく鑑別については、単に鑑別結果を活用してもらうというのではなく、鑑別所側も両施設の在り方や具体的な活用方法を良く理解し、事前に十分な情報交換をした上で、両施設の指導等に資する鑑別結果となるよう、工夫していくことが必要だろう。

---

[36] 法務省関係者へのヒアリング調査による。
[37] 小林・前掲注（35）17 頁。

第 4 節　少年院からの求めによる鑑別

平成 26 年院法と鑑法の法案段階で提示されていた 3 本柱の一つに、「少年鑑別所の機能の強化」という項目があるが[38]、その中でも、少年院在院者に対して実施される「再鑑別」について研究した。従来、在院者の収容期間の検討や在院者毎に定められた個別的処遇計画（法改正により「個人別矯正教育計画」と名称変更）の見直しのために行われる再鑑別は、鑑別担当者による短期間の面接や書類調査等が多かった。そこで、より重点的・継続的な再鑑別実施のため、今回の改正では、少年院在院者を少年鑑別所に収容する制度が新設された。本改正から、再鑑別の手法の選択幅を広げ、再鑑別の充実化の動きが読み取れる。本節では、再鑑別という観点から、少年院での、より精度の高い処遇を可能にするために、少年鑑別所がどのような働き掛けを行えるか、その在り方を模索した。

1、再鑑別について

（1）定義

本節において扱う再鑑別とは、少年鑑別所の鑑別技官が、少年院から依頼を受けて、対象少年に鑑別を行うことをいう。鑑法では、17 条 1 項 2 号の「保護処分の執行を受ける者」に対する鑑別の中に含まれる。

一般的に、再鑑別の依頼は、対象少年が審判前に在所していた少年鑑別所に対して行われるが、その一方で、対象少年が在院している少年院と地理的に隣接している少年鑑別所に依頼されることもある[39]。鑑法に記載された新たな再鑑別方法については後述する。

（2）目的

再鑑別については、1991（平成 3）年 6 月 1 日付法務省矯正局長依命通達「少年院の運営について」に、要件や様式、再鑑別を実施する少年鑑別所が定められている。再鑑別が義務付けられているケースとしては、収容期間延長が一般短期処遇では 6 ヶ月、長期処遇では 2 年を超過する場合、一般短期処遇施設から長期処遇施設への移送をする場合、医療措置終了後に移送先少年の種別又は処遇課程に関する少年鑑別所の判定と異なる種別又は処遇課程の少年院への移送をする場合等が挙げられる。そのほかにも、収容継続申請、院内適応状態の解明及び今後の処遇方針の策定、仮退院申請を目的とした再鑑別も行われることがある。

また、目的がいかなるものであっても、再鑑別を行う際には、少年院と少年鑑別所の密な連携が求められる。そのため、再鑑別当日の少年との面接だけではなく、事前の情報提供や鑑別結果通知書の細かなニュアンスの共有が重要である。

---

[38] 法務省 HP「少年院法の全面改正（ポンチ絵）」（http://www.moj.go.jp/content/000080605.pdf ）（2014 年 11 月 1 日閲覧）。

[39] 吉岡嗣人「再鑑別の在り方に関する考察―松山学園における再鑑別に焦点をあてて」四国矯正 68 集（2014 年）36-41 頁、及び二階堂正「松山少年鑑別所との連携について」日本矯正教育学会第 45 回大会発表論文集（2009 年）31-32 頁。

(3) 従来の再鑑別方法[40]

① 再鑑別対象者の決定

再鑑別対象者の決定は、原則、処遇審査会にて決定される。再鑑別する理由や、今後の処遇方針などを少年院として検討しつつ、依頼する少年鑑別所も決められる。少年院での処遇が合わない少年（集団生活にうまく適応できない等）が再鑑別対象者として選ばれることが多いが、少年院での処遇内容が、本当にその少年に適している内容であったかどうかを検証する目的で、対象者が選ばれることもある。

対象者が決定されると、次に再鑑別を依頼する少年鑑別所を決定する。対象者が在所していた少年鑑別所に依頼が行われるのが大半だが、送致元の少年鑑別所が遠方で、時間的に切迫している場合は、必要に応じて近隣の少年鑑別所を検討することもある。再鑑別実施前には、再鑑別実施までの処遇やオリエンテーションの打ち合わせも行う。

また、2014（平成 26）年度から処遇協議会が制度化され[41]、保護観察官・少年院の職員・少年鑑別所の職員・家庭裁判所調査官など、関係者が集まる会議が行われるようになった。その中で再鑑別対象者を決定し、再鑑別終了後は、その結果や効果なども話し合われている。このことで、関係者間での再鑑別についての情報共有が容易になった。

② 少年鑑別所へ依頼

再鑑別依頼書送付前に、少年院から少年鑑別所に電話で連絡をする。対象理由や処遇経過等を説明し、適当な日程が決められる。この際、少年院は再鑑別の目的に即した、日常生活の具体的なエピソードや日記等を準備する必要がある。もちろん、依頼後も再鑑別当日まで、必要に応じて電話やコーネットメール[42]で情報交換を続ける。

③ 少年鑑別所における再鑑別の準備

再鑑別には事前準備が必須である。少年の問題性や処遇指針を把握するため、過去の少年に関する資料、個別的処遇計画、成績評価票、成績経過記録表、行動観察票、面会・通信票等の中から必要な資料を少年院に準備してもらう。また、心理検査等の必要性を検討すべく、ケースカンファレンスを行う事が出来るよう日程調整等を行う。

一方少年に対しては、事前に情報を聞いてしまうと再鑑別での態度を変える恐れがあるため、具体的に再鑑別の内容に関する話や面接をしないのが一般的である[43]。

④ 再鑑別当日

再鑑別当日は、まず、少年へのオリエンテーションを行う。その際、最も大切なことは、少年院が少年自身の成長を願っているからこそ再鑑別を行う、という姿勢を少年に理解してもらうことである。その後、再鑑別が行われるが、担当技官も面接の始めには、少年がどのように受け止めているかを確認する。面接の内容は、時間の制約があるため、網羅的にではなく必要に応じて組み立てられる。

---

[40] 川島ゆか「『再鑑別』連携を中心に（前）―少年鑑別所の立場から―」刑政 118 巻 7 号（2007 年）116-122 頁、及び田島秀紀「『再鑑別』連携を中心に（後）―少年院の立場から―」刑政 118 巻 8 号（2007 年）130-136 頁。

[41] 法務省関係者へのヒアリング調査による。

[42] 法務省矯正局で利用される連絡ツール。

[43] 法務省関係者へのヒアリング調査による。

・「事後ケースカンファレンス・少年院へのフィードバック」

担当技官、担任教官共に、少年の言動について上手く言語化できない感覚的なニュアンスを共有することができる。少年鑑別所所在時との比較、院内適応状況、課題への取り組み姿勢、非行に関する内省の度合い、保護に関する情報（家族の状況、進路）等を話し合い、考えられる処遇が今後少年院で実施可能かどうかの判断も必要である。担任教官は日頃の処遇を振り返ることができる。

⑤　再鑑別結果通知書の記載・提出

後日、再鑑別結果通知書を少年院に提出する。内容は再鑑別の目的により異なり、形式も大まかにしか決まっていないため、対象の少年の問題に応じた内容を盛り込むことができる。その一方で、心理の専門用語を多用すると、少年院の職員が内容を理解することが困難になるため、再鑑別結果通知書を作成する少年鑑別所の鑑別技官には、配慮が求められる。

⑥　再鑑別結果通知書の活用

再鑑別結果通知書の内容を確認して、少年院での処遇内容に照らして具現化し、少年に対する今後の処遇方法を検討する。

(4) 新たな再鑑別方法

有識者会議では、一部の在院者に限定的に再鑑別が実施されている現状や、画一的な運用が問題点として挙げられ、少年鑑別所の査定・処遇企画機能が十分に活かされていないことが指摘された。そこで、最近行われている新たな取り組みについてまとめる。

①　簡易再鑑別（松山少年鑑別所）[44]

1991（平成 3）年 6 月 1 日付法務省矯正局長依命通達「少年院の運営について」では、再鑑別結果通知書については表紙しか規定されておらず、本文をどのように記載するかについて定めがないことが職員内でも問題になっていた[45]。

このような現状を受けて、簡易再鑑別の仕組みが提案された。その仕組みとは、多数の項目をあらかじめ準備し、少年院側にあらかじめ選んでもらうことで、鑑別内容の要望を確認できるようにし、かつ鑑別内容を焦点化するものである。

具体的な項目としては、（ア）院内の処遇結果、（イ）心理検査による知的水準や性格特徴、（ウ）家族関係、（エ）交友関係、（オ）院内の人間関係、（カ）出院後の再非行危険性、（キ）処遇効果、（ク）院内の不適応行動への対応方針、（ケ）今後の処遇上の留意点、（コ）少年院からの鑑別要望事項等である。この中から、再鑑別の目的やニーズに応じて意見を交換した上、選定項目を 3 つ程度に絞り、1 項目につき 300 字程度にしてまとめる。本方法では、面接や再鑑別結果の内容が焦点化され、互いのニーズに合致するとともに、内容も簡潔となるため、書き手・読み手の負担が軽減される。

しかし、あまり再鑑別において項目を絞りすぎると、本来鑑別が必要な事項が除かれてしまう恐れもあるため、少年院と少年鑑別所が密に連絡を取り、どの情報が本当

[44] 吉岡・前掲注（39）39 頁。
[45] 吉岡・前掲注（39）39 頁。

に必要かをすり合わせる必要がある。そのため、少年鑑別所と少年院が隣接している場合は、密に連絡を取りやすいという点で、より効果が現れる方法であると考えられる。

② 再鑑別連絡シート（東京矯正管区）[46]

再鑑別結果通知書は、一般的にはコーネットメール等を通じて少年院側に送付しているが、メールだけでは十分に内容を伝えきれず、具体的な処遇指針が見えてこないといった問題点があった。

しかしながら、担当教官と鑑別技官が話し合う機会を毎回設けるという仕組みも、その他の業務との関係で現実的ではない。そこで、少年鑑別所側からのメールに「再鑑別結果シート」を添付する方法が取られている。これは少年院の個別担任向けに用意したもので、利点として、再鑑別結果が確実に個別担任に引き継がれる点、記載内容に関し担当技官にフィードバックを与えることができる点、再鑑別を契機に担当技官と個別担任とのやりとりを容易にすることができる点等が挙げられる。

③ 少年フィードバックシート（東京矯正管区）[47]

「少年用フィードバックシート」とは、再鑑別結果について少年自身に伝えるツールであり、個別担任等を介して少年にフィードバックされる。その内容は、再鑑別結果通知書の内容を箇条書きにするなど、簡略化されたものである。

このシートを活用することで、再鑑別によって明らかにされた少年の変化や、残された問題点について、少年にきちんと伝達することができる。それにより、少年が現在の自分を見つめ直す手掛かりとなるほか、少年院に対しても再鑑別の内容を具体的に提示することができる。また、シートを利用することによって、少年と個別担任との対話を促進することができるという副次的な効果も期待できると思われる。具体的には、再鑑別の内容を少年にフィードバックする過程において、「少年鑑別所ではこう言っているが、実際のところ君はどう思う？」といった用い方をすることで、少年の本音や悩み、不満を引き出し、一歩踏み込んだ処遇も可能になるのではないだろうか。なお、このシートを用いるかどうかについては、少年院側の判断であるとしている。

④ 押し掛け再鑑別（東京矯正管区・宮崎少年鑑別所）[48]

押し掛け再鑑別とは、少年鑑別所が対象少年を選定し、少年院に働きかけて実施する再鑑別である。通常とは逆に、少年鑑別所側の働きかけであることが特徴である。

東京矯正管区及び東京少年鑑別所では、2009（平成21）年10月30日付法務省矯正局少年矯正課長通知「重点対象者を選定して行う再鑑別の試行について」により試行的に運用されている。従来の方法とは異なり、入院当初から所定の基準により、対象者を選定することや、継続的に複数回にわたり再鑑別を実施すること、再鑑別実施に当たり、担当技官と個別担任等との連携調整を推奨しているという点が特徴的である。

---

[46] 大森康隆「効果的な再鑑別の在り方に関する一考察－少年院、少年鑑別所の更なる連携に基づく矯正教育の実現に向けて」矯正研究所紀要26号（2011年）185-186頁。

[47] 大森・前掲注（46）186-187頁。

[48] 大森・前掲注（46）186-187頁及び中島靖典=松下幸之「再鑑別の在り方に関する一考察」九州矯正68巻1号（2014年）57-58頁。

宮崎少年鑑別所でも 2012（平成 24）年度から同様の取り組みが行われ、押し掛け再鑑別を行なってからの再鑑別件数は 2 倍以上となっている（平成 25 年は 33 件）。

こうした取り組みを通じて、再鑑別を実施した鑑別技官からは資質鑑別の検証を行うことで、資質鑑別のスキルを磨くことができる、少年院での実際の処遇を知った上で処遇指針を立てることができるといった、好意的な意見が出た一方、時間的、身体的な負担が大きいといったデメリットもあった。しかしながら、押し掛け再鑑別は、鑑別技官としての専門性の向上をはかる上で、非常に有効な機会となっている。

押し掛け再鑑別は、特異事例（殺人、性犯罪などの重大犯罪）であり追跡調査が必要な少年や、帰住先の調整が難しいとされる少年などに対して行っている。

（5）鑑法において新たに取り組まれる再鑑別方法

法改正に伴い、「少年院在院者を少年鑑別所に収容する制度」（以下、「収容再鑑別」という。） が導入されることになった。平成 26 年院法 36 条 2 項では、「少年院の長が在院者に少年鑑別所の長による鑑別を受けさせる場合において、当該少年鑑別所に収容して鑑別を行うことが必要である旨の少年鑑別所の長の意見があるときは、7 日間を超えない範囲内で、その在院者を少年鑑別所に収容することができる。ただし、やむを得ない事由があるときは、通じて 14 日間を超えない範囲内で、その収容を継続することができる。」とされている。

まだ運用が開始されていないが、法務省関係者からのヒアリング調査を踏まえた上で、想定される利点・課題点を以下に挙げる。

① 収容再鑑別の想定される利点

少年院での環境・生活が合わなかった少年は、少年鑑別所に再び戻ることで心機一転を図ることができる。それにより、少年が本心を見せやすくなる可能性がある。少年の本心を引き出すことは、少年院での処遇方法等を考える上で参考になると考えられる。また、行動観察をその場で行えるため、鑑別等に必要な情報を正確に手に入れることができ、医務に関する問題（知的障害）なども発見できる可能性がある。

② 収容再鑑別の想定される課題点

少年院での処遇の一貫性や、対面関係が失われてしまうこと、また少年が規律違反をした場合、その対応が難しいこと等が挙げられる。収容再鑑別はまだ運用なされていないため、対象少年の選定方法などの具体的な指針は決まっていないが、対象となる少年は非常に限定されるのではないかと考えられる。

（6）再鑑別によって期待できる効果

再鑑別は、具体的にどのようなメリットがあるのだろうか。職員アンケート[49]や少年鑑別所職員へのヒアリング調査を参考に、再鑑別によって期待できる効果を考えた。

少年鑑別所は、鑑別段階でとらえた情報と、再鑑別で把握した変化を比較することで、

[49] 中島=松下・前掲注（48）58-59 頁。

少年鑑別所の面接者自身の逆転移や、認知傾向の特徴について再認識できることや、鑑別技官が鑑別面接の在り方や判定意見の適否を再考する一助となることが考えられる。

少年院は、少年院入所後の少年の変化や、個々の少年に適した声かけや指導方法等を知ることができる上に、収容期間の長い少年に対しては、再鑑別を通して、処遇のマンネリ化を防止できる可能性もあるだろう。また、鑑別結果通知書が、個別的処遇計画の修正に役立てられたり、鑑別結果通知書を少年院内で共有することで、職員全員で少年の現状を把握できたりするというのも大きい。

さらに、少年院と少年鑑別所が再鑑別を通して連携し、「非行少年」そのものの理解を深められることも期待される。

また、実際に再鑑別を行うことで以下のような良い効果が現れた事例も挙がっている。

【盛岡少年鑑別所の例】[50]

（ア） 予測に反し、入院後は成績良好で推移した事例

少年鑑別所では生活状況が低調で、少年院生活への不適応が懸念されていたが、予測に反し、入院後は成績良好で推移した。鑑別の時点で表面的な問題行動に目が奪われ、本人の健全な資質面の特徴をとらえきれていなかった点が反省された。鑑別面接や行動観察で着目すべき視点の重要性が改めて浮き彫りとなった。

（イ） 矯正教育を経て、内面の成長が促されている点が認められた事例

少年鑑別所での面接時には家族に関してよい点ばかりを述べていた少年が、矯正教育を通して家族への葛藤を意識し始めたことが認められた。家族に対する内省を深める中で、鑑別段階には明らかにされなかった本件当時の不安定な生活状況の背景要因を把握することができた。

（ウ） 表向きの院内適応は良好であったが、内面では不満を鬱積させていた事例

院内では特に大きな問題を起こすことのない少年が、再鑑別を通して、他生や職員との関係に問題や不満を抱えていることが明らかになった。また、非行に対するとらえ方も、少年独特なものに固執し、脱却できていない点が認められた。

（エ） 継続的に再鑑別を実施した事例

比較的長期の処遇勧告が付され、本件直後に自殺未遂に及ぶなど、心情面の不安定さが続いていた。それは入院後も変わらず、少年鑑別所は処遇の前段階として心情の安定化を図る必要性を指摘していた。二回目の再鑑別ではある程度の安定が得られたことを踏まえ、生活の諸所に資質面での問題が露呈し始めていたため、処遇指針で指摘した処遇上の重点事項について処遇を開始する時期に到達していることを指摘した。

2、再鑑別における法務省式ケースアセスメントツールの利用可能性

再鑑別について調査を進めたところ、「表面上は院内の生活に良好に適応しているように見えるが、実は鬱屈した気持ちを中に隠していた」というケースが見受けられるとい

[50] 鉄島清毅「少年矯正を考える有識者会議提言を踏まえた取組について―広範囲の少年を対象とした再鑑別や継続的な再鑑別の取組について」東北矯正研究発表会抄録（2011 年）32-33 頁。

うことがわかった[51]。こうしたケースがあることを考慮すると、再鑑別対象者の選定はとても難しく、本当は再鑑別を必要としていたのに見落としてしまう、というようなことも起こりかねないのではないかと考えられる。

そこで、MJCA の「結果が数値化される」という特徴から、これを、再鑑別対象少年を選定する際の、決定の科学的根拠として利用することができるのではないかと考えた。MJCA の概要については、第 1 章第 1 節で述べた通りである。

（1）再鑑別における MJCA の運用方法

少年院における MJCA の運用方法として、二段階の再鑑別方法の実施を考えた。まず一段階目の再鑑別として、少年院入院後、一定期間が経過した少年には全員必須で MJCA を行うようにする。これにより、審判前に入所していた少年鑑別所において実施した MJCA の結果と、少年院で行った MJCA の結果とを見比べることができる。

次に、その結果を比較し、処遇によって変動が起こるはずの、MJCA の動的領域の得点や、再非行パーセンテージの値に変化が少なく、十分な処遇効果がみられない少年のみを二段階目の再鑑別の対象とする。

このように、少年院の法務技官等の判断に加え、MJCA の科学的な数値を用いることで、より科学的で妥当な再鑑別対象者の選定が行えるのではないかと考えられる。

（2）再鑑別対象者選定に MJCA を導入することの利点

この方法により、表面上態度に問題のない少年など、再鑑別の必要性に気付きにくい少年へのアプローチが可能になると考えられる。また、再鑑別を依頼する際も、少年鑑別所に再テストの結果を提出することで少年鑑別所側も鑑別時のデータとの比較により、少年の現状を客観的に把握しやすくなる。

（3）問題点

本来、MJCA は面接や心理テストの流れの中で行われるものであるが、少年院でこれを運用する際は、MJCA 単体でテスト、結果の分析を行うことになるだろうと想定される。また、現段階では、MJCA を少年院在院者や保護観察対象者に対しての実施は、通知により、「別途、指示するまでの間は行わないこと。」とされている[52]。

（4）再鑑別における MJCA の運用の展望

しかしながら、上記通知が出されている一方、MJCA を「少年院在院中の少年に対する再評定の工夫」に用いようとする動きや、処遇効果の検証への活用も予定されている[53]。

---

[51] 鉄島・前掲注（50）32-33 頁。

[52] 2013（平成 25）年 7 月 25 日付法務省矯正局少年矯正課長通知「『法務省式ケースアセスメントツール（MJCA）について』の運用について」第 3　アセスメントツールの処遇機関における活用等。

[53] 小林万洋=西田篤史=森丈弓「法務省式ケースアセスメントツール」（2014 年 9 月 14 日付「統計科学の新展開と産業界・社会への応用」シンポジウムでの資料、http://coop-math2014.e.u-tokyo.ac.jp/data_2.pdf）（2014 年 11 月 1 日閲覧）。

少年鑑別所の最たる強みは、査定機能（鑑別業務）であるが[54]、こうした査定機能の結実ともいえるMJCAを少年院在院者等に実施していくことで、より効果的な再犯防止の取り組みが行えるのではないかと考えられる。

[54] 小林・前掲注（18）87頁。

第 2 章　健全育成支援調査班

第 1 節　　少年鑑別所法と平成 26 年院法

1、平成 26 年院法と鑑法第三章の比較

少年の自由を剥奪し、強制的に収容することになる以上、少年鑑別所でも少年院でも、少年の人権に十分に配慮することが必要になるという点では同一である。ゆえに、両法の構成は非常に似ている。しかし、鑑法と平成 26 年院法では、少年が審判前であるかそうではないかの違いから、少年に対する処遇規則に差異が生じる。鑑法と平成 26 年院法の中で明記されている少年鑑別所と少年院の処遇上の差異について、鑑法第 3 章の節に沿って以下の表にまとめる。

ここから伺えることは、少年鑑別所においては、審判前という身分が考慮され、少年院と比較すると、少年の身体の自由に対する制限が緩く設定されていることである。少年鑑別所における観護処遇では、審判前であり、非行事実が認定されていないということが配慮されるため、少年院のように強制的に処遇を行うことはない。しかしその一方で、少年院と言えど、その強制力には一定の限度があることは、忘れてはならない点である。

表 3　少年鑑別所と少年院における処遇上の差異一覧

	処遇上の差異
第 1 節	平成 26 年院法においては、改善更生の意欲を喚起し、並びに自主、自律及び協同の精神を養うものと明記されている[55]。一方で、鑑法では、健全な育成に努めるとしての努力義務になっている[56]。また、少年鑑別所では、「医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識及び技術を活用する」とまでしか明記されていないが、少年院では、それに加えて、「個々の在院者の性格、年齢、経歴、心身の状況及び発達の程度、非行の状況、家庭環境、交友関係その他の事情を踏まえ、その者の最善の利益を考慮して、その者に対する処遇がその特性に応じたものとなるようにしなければならない。」というところまで明記されている。
第 2 節	鑑法には、平成 26 年院法に明記されている「懲戒に関する事項」が入所時の告知内容に含まれていない[57]。
第 3・4 節	平成 26 年院法第 5 章・第 6 章「矯正教育」と「社会復帰支援等」に代わり、鑑法では「観護処遇の態様等」と「健全な育成のための支援」として明記されている。

[55] 平成 26 年院法 15 条 1 項。
[56] 鑑法 20 条 1 項、2 項。
[57] 平成 26 院法 20 条 1 項 9 号。

第 5 節	鑑法では調髪及びひげそりが少年側からの申出によって行われる[58]。それに対し、平成 26 年院法では強制的に調髪等が行われ、少年から申出があっても、処遇上適正と認められなければ許されない[59]。また、鑑法には「子の養育」に関する記載はない[60]。
第 6 節	自弁の物品の使用等に関して、鑑法のみ、「規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合並びにその健全な育成を著しく妨げるおそれがある場合を除き、法務省令で定めるところにより、これを許すものとする」と明記されている[61]。また、平成 26 年院法には、「外出や訪問などの際の衣類やその他の物品について、少年院の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合を除き、自弁のものを使用させる」と明記されている[62]。
第 7 節	差入物の引取りにおいて、少年鑑別所は刑事訴訟法の規制を受ける。差入物として認められる要件が少年院では厳しい[63]。それに対し、少年鑑別所は、未決在所者は原則認められる[64]。また、領置金品の他の者への交付に関して、鑑法では在所者の種類別に規定が異なる[65]。
第 8 節	書籍の閲覧について、鑑法では、「在院者が学習、娯楽等の目的で自主的にこれを閲覧する機会を与えるものとする」と明記されているのみである[66]。だが、少年院では、これに加え、「在院者の健全な育成を図るのにふさわしい書籍等の整備に努め、矯正教育及び在院者の円滑な社会復帰のための支援を行うに当たってこれを積極的に活用する」ことも明記されている[67]。また、自弁の書籍等閲覧については、平成 26 年院法では、「少年院の規律及び秩序を害する結果を生じ、又はその者の矯正教育の適切な実施に支障を生ずるおそれがないと認める時は、許される」とされている一方[68]、鑑法では、「第 66 条・第 68 条の規定による場合のほか、これを禁止し、又は制限してはならない」とされている[69]。少年鑑別所と少年院で原則・例外が逆転している。
第 10 節	少年院においては、遵守事項として、矯正教育の拒否を禁止している[70]。
第 11 節	平成 26 年院法より鑑法の方が、面会する相手に制限がある[71]。また、面会回数を制限するときには、少年院は一月 2 回、少年鑑別所は一日 1 回を下回ってはならない[72]。さらに、信書の制限は、少年院では一月 4 通、少年鑑別所では一日 1 通を下回ってはならない[73]。
第 13 節	平成 26 年院法では、「必要があると認めるときは、その少年院以外の少年院又は少年鑑別所に在院者を仮に収容することができる」とされている[74]。鑑法では、「やむを得ない事由があ

[58] 鑑法 34 条。
[59] 平成 26 年院法 52 条 2 項。
[60] 平成 26 年院法 59 条。
[61] 鑑法 42 条 1 項。
[62] 平成 26 年院法 62 条。
[63] 平成 26 年院法 66 条。
[64] 鑑法 50 条。
[65] 鑑法 56 条から 59 条。
[66] 鑑法 65 条 1 項。
[67] 平成 26 年院法 78 条 1 項。
[68] 平成 26 年院法 79 条。
[69] 鑑法 66 条。
[70] 平成 26 年院法 84 条 2 項 9 号。
[71] 平成 26 院法 92 条、鑑法 80 条。
[72] 平成 26 年院法 95 条 2 項、鑑法 83 条 2 項。
[73] 平成 26 年院法 102 条 2 項、鑑法 95 条 2 項。

	るときは、最寄りの少年鑑別所若しくは少年院又は刑事施設の特に区別した場所にその者を仮に収容することができる」とされている[75]。鑑法に比べ、少年院法の方が仮収容することのできる条件が多く明記されている。また、平成 26 年院法では、仮収容されている者の処遇について在院者に関する規定を準用している[76]。
第 14 節	鑑法では「被観護在所者」と「未決在所者」、平成 26 年院法では「保護処分在院者」と「受刑在院者」に分けてそれぞれ退所・出院の要件を挙げている[77]。

2、少年鑑別所で行われる「消極的処遇」の位置づけ

（1）矯正教育とは

少年院在院者の犯罪的傾向を矯正し、並びに在院者に対し、健全な心身を培わせ、社会生活に適応するのに必要な知識及び能力を習得させることを目的として、在院者の特性に応じ、平成 26 年院法 24 条から 29 条に定められた生活指導や職業指導といった様々な指導を適切に組み合わせ、体系的かつ組織的に行われる教育である[78]。

（2）観護処遇とは

少年鑑別所在所者の健全育成のために、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識及び技術を活用しつつ、懇切にして誠意のある態度をもって接することで在所者の情操の保護に配慮し、その者の特性に応じた適切な働き掛けを行う処遇である[79]。なお、鑑法制定以前には、昭和 23 年院法には明確な規定が存在せず、実務上は「在所者を収容し保護していく上で必要な処遇を行うこと」などと定義されていた。

（3）「積極的処遇」と「消極的処遇」

少年院で行われる矯正教育は、少年院の特性上、対象少年の改善更生及び円滑な社会復帰を図ることを最終目的としており[80]、少年院の長が必要と判断すれば、少年の意思を問わずに実施される[81]。これに対して、少年鑑別所で行われる観護処遇は、未決の者としての地位を考慮し、その防御権の尊重に特に留意しなければならないとされる[82]。すなわち、非行事実の存在を前提とした改善更生を目的とする処遇を強制することは認められない。

そのため、少年院では「積極的処遇」も行うことが出来るが、少年鑑別所では専ら「消極的処遇」が行われている。少年鑑別所で行う観護処遇は、改善更生を目指した処遇ではなく、今以上に悪化しないための処遇にとどめられる。

---

[74] 平成 26 年院法 133 条 1 項。
[75] 鑑法 123 条。
[76] 平成 26 年院法 133 条 3 項。
[77] 鑑法 124 条・125 条、平成 26 年院法 140・141 条。
[78] 平成 26 年院法 23 条 2 項。
[79] 鑑法 20 条 2 項。
[80] 平成 26 年院法 1 条。
[81] 平成 26 年院法 24 条乃至 29 条。
[82] 鑑法 21 条。

以上に述べられているように、如実に少年院と少年鑑別所とで違いが生じている処遇として、少年院での矯正教育と少年鑑別所での健全な育成のための支援が挙げられる。そこで、次節では、鑑法 28・29 条「健全な育成のための支援」に焦点を当て、その具体的な内容について述べる。

第 2 節　　鑑法 28・29 条

1、健全育成を考慮した処遇とは

収容目的、法的地位等との調和を図りつつ、少年の健全な育成を期することを考慮し、その年齢、心身の発達程度等を踏まえた学習の支援、一般的教養の付与、情操のかん養等を行うものであり、観護処遇のうち、特に少年の健全な育成を考慮して行う処遇を指すと言われている[83]。一方で、少年鑑別所の被収容少年への働きかけについては、少年院の被収容少年とは異なり、その法的な身分があくまで審判前であることから種々の制約を伴うことも少年鑑別所にとって留意しておかなければならないとされている[84]。また、非行事実の認定を経ていないため、積極的な処遇は許されない[85]。

2、鑑法 28・29 条「自主性を尊重しつつ」の解釈

（1）鑑法に加えられた背景

少年法の趣旨にもある通り、成人と少年とを区別する理由の一つに、少年が「可塑性」に富んでいる事が挙げられる。たとえ同じ罪を犯したとしても、成人と少年で、量刑や処遇方法が異なるのはこの所以である。「可塑性」は条文の中には明記されていないが、少年法 1 条に記載されている「健全育成」を達成する上で最も大切な要因として、「可塑性」というワードが挙げられると考える。ここでの「可塑性」とは、発達途上にある少年の人格は成人に比べて柔軟に変化し得るという性質をいう。

この事に鑑みると、非行少年に対してはより積極的な処遇を受けることを期待するが、その際にあくまで少年が自発的に処遇に参加する意思を持つこと、又は持てるような指導をしていく事が重要であると考える。再び社会に復帰し、構成員として活動していく以上は受動的な処遇ではなく、少年自らが求めるという能動的な処遇が必要である。やらされたのではなく、あくまで少年の意思で自主的にという姿勢が重要だと考える。

以上を考慮した結果として、新法の 28・29 条が少年の「自主性を尊重し」という文言を加えたと考える。

（2）適正性の判断基準

鑑法 28 条・29 条に「自主性を尊重しつつ」という文言があることによって、少年に対する処遇の強制力に限界が生まれると考える。そこで、適正性の判断基準について、28 条・29 条においてどこまでの少年に対する働きかけであれば、自主性を尊重していると言えるのか、また、自主性を尊重していることを前提として、健全な育成のための支援の内容における限界とはなにか、という 2 点から考えた。

まず、少年鑑別所の長が、少年に対して働きかける方法に、強制力の限界はあるので

---

[83] 多田一=東山哲也=藤野京子「少年鑑別所における育成的処遇に関する調査研究」中央研究所紀要 19 号（2009 年）179-182 頁。
[84] 多田=東山=藤野・前掲注（83）。
[85] 丸山雅夫『ブリッジブック少年法入門』（信山社、2013 年）118 頁。

はないかと考えた。しかし、どこまでの働きかけならば少年の「自主性を尊重しつつ」と言えるのか、という限界付けを明確に示すことは出来ないのではないだろうか。なぜならば、少年鑑別所では、それぞれの少年ごとに個別具体的に処遇を考えていくため、すべてのケースに共通する限界付けを定義することができないと考えるからである。

次に、少年の自主性を尊重していることを前提として、育成的処遇の限界について考察する。仮に、“窃盗改善指導”を例に挙げて考えると、窃盗を犯した疑いのある少年に対し、まだ審判における窃盗罪の非行事実の認定が行われていない状況で、“窃盗改善指導”のような改善指導を行うことは、少年の非行事実を決めつけることになってしまい、育成的処遇としては、適切でないと考えられる。

育成処遇とは、審判前の少年に対して行うという性質上、あくまで少年の健全な育成を期することを考慮し、その年齢、心身の発達程度等を踏まえた学習の支援、一般的教養の付与、情操のかん養等を行うものであり、改善更生を目的とはしていない。そのため、上記のような、少年の非行の特質に合わせた改善更生のための指導は、少年院で行うべき処遇ではあっても、少年鑑別所で行うべき処遇ではないと考えられる。ゆえに、取り組み可能な育成的処遇の範囲は、次項に挙げた「各地の少年鑑別所における育成的処遇の取り組み一覧」の表に記載のあるようなものに限られると考えられる。

表に分類されている５項目に当てはまらない処遇については、少年が審判前であることを考慮すれば、適正性の範囲を逸脱しており、少年鑑別所で行うべき処遇ではないと考えられる。

3、各地の少年鑑別所で行われている取り組み

（1）各地の少年鑑別所で行われている取り組みの一覧

現状の育成的処遇は各地方でまちまちである一方で、今後体系的に行われていくことが予想されている。そこで、各少年鑑別所で現在行われている取り組みを知るとともに、鑑法下で行われることになる健全な育成のための支援の展開可能性を模索するため、研究資料を収集できた範囲内で各地の育成的処遇の内容を、少年鑑別所法の規定を踏まえながら分類し、一覧表を作成した。分類項目については、①生活をしていく上で必要なこととしての生活指導、②教科指導並びに就労支援を含む学習指導、③体を動かす活動としての体育、④情操を豊かにするものとして文化活動、⑤文化活動のうち、特に地域性の強い活動として地域独自の活動、の５つである。

表４　各地の少年鑑別所における育成的処遇の取り組み一覧

	生活指導	学習指導（教科・就労）	体育（体を動かすもの）	文化活動（情緒）	地域独自
札幌[86]	生活リズムの改善	読書、日記、課題作文	運動	ラジオ、テレビ視聴	

[86] 少年鑑別所のしおり。

函館[87]	薬物ビデオ視聴	日記、課題作文	運動	相談助言、集団討議	
旭川[88]	生活リズムの改善	進路を考えるためのワークブック、職業紹介壁新聞、読書、日記、作文	運動	描画、通信文作成、テレビ視聴	「アイスキャンドル」の実施（注1）、アイヌ文化復興推進アドバイザーによる教養講話、タンチョウの生態講話、遠野物語研究所「いろり火の会」会員による民話語り
釧路[89]	生活リズムの改善	就労に関する情報提供・助言、外部協力者による指導・講話、PC・図書の整備及び貸出	体力測定（10月）	書き初め、ひな人形制作、五月人形飾りつけ、ガーデニング、七夕の飾りつけ	教養講話（アイヌ文化、タンチョウの生態）
青森[90]	生活リズムの改善	就労準備プログラム、放送学習、日記、作文	運動	絵画	
盛岡[91]		進路を考えるためのワークブック、職業紹介壁新聞、進路を考えるためのグループワーク	レクリエーション	端午の節句	
仙台[92]	生活リズムの改善	図書貸出、日記	運動	ロールプレイ	
秋田[93]	生活リズムの改善、薬物・交通ＶＴＲ	日記	運動	集団討議、貼り絵	
山形[94]	生活リズムの改善、食育指導	壁新聞、日記	運動	コラージュ	

[87] 坂田裕志「少年鑑別所における探索処遇―当所における探索処遇の現状と問題点」 矯正教育研究 35 巻（1990 年）147-150 頁。
[88] 岸田和幸「育成的処遇『アイスキャンドル』の実施について」日本矯正教育大会発表論文集 47 回（2011 年）20-21 頁、及び少年鑑別所のしおり。
[89] 高井貞治「育成的処遇の実施について」矯正教育研究 56 巻（2011 年）81-86 頁、及び少年鑑別所のしおり。
[90] 佐藤修=沖野昇悦=佐藤悠希=橋爪柳一郎「育成的処遇の充実方策について」東北矯正研究 44 回（2008 年）16-17 頁、及び少年鑑別所のしおり。
[91] 佐々木真司=花田隆浩=高橋渉=佐藤健司「少年の健全育成を考慮した運動指導について」東北矯正研究 44 回（2008 年）18-19 頁。
[92] 菅藤健一=松山龍典=冠木貞家=丸山もゆる=吉野政一「少年鑑別所における育成的処遇について―ロールプレイの導入」東北矯正研究 44 回（2008 年）20-21 頁、及び少年鑑別所のしおり。
[93] 少年鑑別所のしおり。
[94] 多田=東山=藤野・前掲注（83）211 頁及び、少年鑑別所のしおり。

福島[95]	介護施設講話	職業講話、教科指導、介護施設講話、生花指導	卓球指導、エアロビクス指導、ラジオ体操、レクリエーション指導	民話・伝承の聴講、音楽鑑賞、絵画作成、生花	福島大学大学院の学生による指導
水戸		外部講師による学習支援		娯楽ビデオ視聴	
宇都宮[96]	面談、教養講話			プランター	地域行事への参加
前橋					
さいたま[97]		自主放送	室内運動	クイズ	
千葉					
東京[98]	生活リズムの改善	進路選択支援（ハローワーク職員の協力）、学習教室、漢字練習、読書、日記	午前中の運動	テレビ視聴、貼り絵、描画、講話	季節の行事（桜の貼り絵、桜の写生、特別食給与、ひな祭り）、観桜会、「女性を大切にする姿勢」、園芸や小動物の世話等を取り入れた「青空処遇」
八王子[99]		就労講話（立川若者サポートステーション）、パソコン指導		季節の行事、娯楽 DVD、視覚障害体験、車椅子体験、妊婦体験、盲導犬との触れ合い	
横浜[100]	生活リズムの改善、清掃、身辺整理	講話、読書、日記	体操、エアロビクス、体力チェック、午前・午後の運動	ラジオ・テレビ視聴、貼り絵	

[95] 遠藤順一=神寿郎「大学と少年鑑別所の在り方に関する研究」東北矯正研究 45 回（2009 年）40-41 頁、福島少年鑑別所「実践レポート 少年鑑別所における入退所事務マニュアルの作成」刑政 121 巻 1 号（2010 年）102-110 頁、及び遠藤順一「福島少年鑑別所における育成的処遇 『復興福島－未来の自分へ誓うこと』について」刑政 125 巻 1 号（2014 年）112-119 頁。

[96] 紀惠里子「地域社会に根ざした少年鑑別所を目指して」刑政 124 巻 4 号（2013 年）42-55 頁、及び少年鑑別所のしおり。

[97] 高澤順「職員手作りの視聴覚教材を用いた観護処遇について —『自主放送』中心に」刑政 118 巻 9 号（2007 年）86-93 頁。

[98] 山田勝久「東京少年鑑別所における『青空処遇』の実施について」日本矯正教育大会発表論文集 47 回（2011 年）232-233 頁、及び少年鑑別所のしおり。

[99] 法務省関係者へのヒアリング調査による。

[100] 少年鑑別所のしおり。

新潟[101]	生活リズムの改善	図書貸し出し、作文	午前中の運動	テレビ視聴、貼り絵、描画、粘土、日記	
甲府[102]			体力測定（将来の健康へ）		
長野[103]	生活リズムの改善、清掃	問題別ビデオ視聴、課題	午前中の運動	テレビ視聴、図書交換、日記	
静岡[104]		就労支援機関のパンフレットを整備			
富山[105]	規則的な生活、教養放送	キャリアガイダンス、英会話、日記	運動	園芸、貼り絵、絵画、折り紙ワーク	
金沢[106]	規則的な生活	就労支援（自分に合った仕事探し）	運動	日記、作文、貼り絵、絵画	教養講話（氷室の氷を触る体験、氷室まんじゅう支給、伝統行事である氷室開きのビデオ視聴）、キリコ鑑賞会（作成講話→浴衣を着て鑑賞）（注２）
福井[107]	規則的な生活、酒害教育	就労支援に関する教養講話、教養の付与等を目的としたワークブック、教養VTR	運動	日記、作文、貼り絵、絵画、生花	
岐阜[108]					デイキャンプ（日食観察）、宮内庁式部職鵜匠による教養講和

101 少年鑑別所のしおり。
102 多田=東山=藤野・前掲注（83）282 頁、及び少年鑑別所のしおり。
103 高澤・前掲注（97）86-93 頁、及び少年鑑別所のしおり。
104 多田=東山=藤野・前掲注（83）215 頁。
105 柴田哲夫=西野一夫=清水靖久「育成的処遇としての折り紙ワークについて」日本矯正教育大会発表論文集 45 回（2009 年）23-24 頁、及び少年鑑別所のしおり。
106 多田=東山=藤野・前掲注（83）204・211 頁、及び少年鑑別所のしおり。
107 岡田知幸=立川晃司=冨永智=森下規子=鈴木仁「育成的処遇の充実に向けて―教養の付与等を目的としたワークブックの開発と試行」日本矯正教育学会大会発表論文集 47 回（2011 年）106-108 頁、及び少年鑑別所のしおり。
108 多田=東山=藤野・前掲注（83）211 頁。

名古屋[109]	整理整頓､掃除、洗濯物の回収	職業講和、外部講師による学習支援、DS を用いたドリル、作文	ピラティス（注3）、運動	季節の行事（七夕・書き初め)、教養 DVD、読書、園芸、生き物飼育	
津[110]	規則的な生活	漢字練習、日記、作文	運動	貼り絵、絵画	
大津[111]				園芸活動（花時計の作成、金魚等の飼育、写生など）	
京都[112]	生活リズムの改善		運動		
大阪[113]		就労支援面接（キャリアカウンセラーによる)、自習、図書交換、読書、作文、	運動	貼り絵、ラジオ聴収､集団会議、講話	
神戸[114]	薬害啓発、エイズ予防、交通安全等に関するテレビ放送	学習機会付与（義務教育中の少年に対して)、作文		貼り絵、絵画	
奈良[115]	食生活指導	自主学習、読書		貼り絵	
和歌山					
鳥取					
松江[116]		就労支援（ハローワークと共同）	卓球	高齢者の疑似体験、時期に応じた読み聞かせ、絵手紙の作成、感想文記述	
岡山[117]				短歌の作成	
広島[118]	身辺整理	読書、日記記入、作文	運動	貼り絵、描画、日記交換	
山口[119]		パソコン学習		貼り絵	

[109] 馬場・前掲注（31）24-33 頁。
[110] 少年鑑別所のしおり。
[111] 岸本武士「大津少年鑑別所による園芸指導」刑政 121 巻 5 号（2010 年）34-44 頁。
[112] 少年鑑別所のしおり。
[113] 少年鑑別所のしおり。
[114] 少年鑑別所のしおり。
[115] 渡邉進「少年鑑別所在所少年における食生活と非行－食生活指導について」刑政 112 巻 3 号（2001 年）111-117 頁、及び少年鑑別所のしおり。
[116] 多田=東山=藤野・前掲注（83）204 頁。
[117] 矯正協会「犯罪被害者等支援施策を巡って」刑政 119 巻 12 号（2008 年）144 頁。
[118] 少年鑑別所のしおり。
[119] 少年鑑別所のしおり。

徳島[120]	室内整頓	教育放送、読書、日記、課題作文	ラジオ体操	貼り絵、描画、コラージュ	
高松[121]	室内整頓	就労支援ビデオ､教育ビデオ、読書､日記記入、作文	運動		
松山[122]		「社会生活ガイドブック」(就労支援や一般常識の教示)､学力テスト	体力測定	俳句会	
高知[123]	生活リズムの改善、教養ビデオ（薬害啓発・交通安全)､「日常生活アドバイスブック」	図書交換、日記、作文	運動	文芸創作活動、はり絵、描画、ラジオ・テレビ視聴	
福岡[124]	生活リズムの改善	個別の学習指導､教育ビデオ、日記	レクリエーション、運動	図書の整備	出前授業講話（子ども若者支援センターYELL、青少年ボランティアステーション)、「知っとこ」配布（注４）
小倉[125]		食育講話、図書	運動	ロールプレイング	
佐賀[126]	生活リズムの改善、社会生活講和	パソコン学習、ＳＳＴ、読書、日記、作文	運動	４コマ漫画、役割交換書簡法、情操講和、貼り絵、テレビ視聴	何でかんでん知っと講座（地域社会との関わり重視）

120 少年鑑別所のしおり。
121 少年鑑別所のしおり。
122 多田=東山=藤野・前掲注（83）182 頁、及び山本孝行=白石克志=中根己代志「年少少年に対する観護処遇の充実について」四国矯正 62 集（2008 年）61-68 頁。
123 川村茜=岡俊之=木内大「高知少年鑑別所における『育成的処遇』の一試みについて」四国矯正 65 集（2011 年）67-69 頁及び少年鑑別所のしおり。
124 少年鑑別所のしおり。
125 大濱昌美=早川佳介=寄重賢太=尾方千春「小倉少年鑑別支所における食育の充実について」日本矯正教育大会発表論文集 47 回（2011 年）70-74 頁、宮原歩=金城正典=二村英俊=濱田哲史=中村慎二=松藤潤「健全育成を考慮した観護処遇としてのロールプレイング」九州矯正 63 巻 1 号（2009 年）173-182 頁、及び少年鑑別所のしおり。
126 薄隆司=濱田祥一=福田哲生=大田藏敏「健全育成を考慮した観護処遇について」九州矯正 63 巻 1 号（2009 年）183-190 頁、小野寺信幸=小河泰幸=日高隆文「佐賀少年鑑別所における育成的処遇『何でんかんでん知っと講座』の現状及び新設講座である『日本の自然災害編』の現状と課題について」九州矯正 68 巻 1 号（2014 年）47-50 頁、及び少年鑑別所のしおり。

長崎[127]	保健・衛生指導	食育教育、学習の支援、育児学習、日記、作文	レクリエーション指導、運動	貼り絵、描画、名画名曲鑑賞、集団討議	
熊本[128]		日記、作文	運動	ロールプレイング、はり絵、描画、午後の睡眠、心理劇、集団討議	
大分[129]	生活リズムの改善、教養ビデオ（命や家族、薬物や交通）	日記、相談支援	ラジオ体操、運動	心理劇、はり絵、紙工作、集団討議	
宮崎[130]	衛生講話、環境整備	就労支援、ドリル学習、教養ビデオ、課題作文	レクリエーション指導、運動	ロールレタリング、はり絵、集団討議、手芸	
鹿児島[131]	生活リズムの改善	ストレスマネジメント教育、日記	運動	はり絵、心理劇、集団討議	
那覇[132]	衛生講話、問題別教材ビデオ	学習支援、日記	剣道、運動指導	ロールプレイング、はり絵、心理劇、教養講話、集団討議	
（注釈）					
（注１）	アイスキャンドル…バケツの水を凍らせて作ったランプシェードの中にろうそくを灯し作成するもの				
（注２）	キリコ…お神輿のような担ぎ棒のついた巨大な灯籠（御神灯）で、子供用の高さ 2 メートルくらいの小型キリコから高さ 15 メートルを超える超大型のものまである				
（注３）	ピラティス…エクササイズ方法の一種				
（注４）	知っとこ…地域社会との関わりを重視している内容が書いてある資料				

（2）取り組みを行う際の少年鑑別所と地域との連携

現状においても、健全育成支援の向上のために、地域から少年鑑別所へ向けて地域の

127 阿部哲郎「健全育成を考慮した観護処遇の試み」九州矯正 63 巻 1 号（2009 年）241-249 頁、山﨑愛有=塩川善「長崎少年鑑別所における育成的処遇『育児学習』の実践とその課題」九州矯正 67 巻 1 号（2013 年）48-50 頁、及び後藤利壽「『処遇の充実』に向けて」九州矯正 50 巻 3 号（1996 年）95-101 頁。

128 壹岐啓一=久我隆昌=仲本尚史=前田穣=松浦崇周「意図的行動観察種目としてのロールプレイング－経過と実践の導入について」九州矯正 66 巻 1 号（2012 年）66-69 頁、及び川本義晴「処遇の充実」九州矯正 50 巻 4 号（1996 年）101-106 頁。

129 矢野穣治=藤本康治=川口耕平=表谷学「育成的処遇としての紙工作に関する一考察」九州矯正 67 巻 1 号（2013 年）51-55 頁及び少年鑑別所のしおり。

130 内倉智明=新垣義彦=藤嶋和男=山里隆「宮崎少年鑑別所における育成的処遇の現状と課題」九州矯正 66 巻 1 号（2012 年）70-74 頁。

131 船隈潤子=中田健児=堂薗康裕「被収容少年に対するストレスマネジメントの実践－育成的処遇の試みとして」九州矯正 63 巻 1 号（2009 年）191-199 頁及び少年鑑別所のしおり。

132 当間忍=高良芳広=大濱長明=井出大一=増山恒「処遇充実に向けての取組について（その 2）」九州矯正 63 巻 1 号（2009 年）200-208 頁、及び久志峰之=上間泰司=金﨑光明「那覇少年鑑別所における剣道の導入について」九州矯正 68 巻 1 号（2014 年）60-63 頁。

力を借りた取り組みがなされている。実際に、表 4 でも挙げたように、釧路では、アイヌ文化復興推進アドバイザーを招いて先住民族の歴史や文化、地域文化との関連性について講義、民族楽器（ムックリ）の演奏を行い、金沢では、地域の良さを知ってもらうため氷室の氷を触る体験をするほか、昼食時「氷室まんじゅう」支給をしている。佐賀では、郷土愛を深めるとともに、社会常識等を身につけさせることを目的とした「何でかんでん知っと講座」を行い、そこに、東日本大震災などから助けあうことの大切さを伝えるために「日本の自然災害編」も新設された。

このように、少年鑑別所と地域の連携を重視していくことで、少年に地域の良さやあたたかさを知ってもらうとともに、地域から見守られている、決して見捨てられていないということを知ってもらうことができ、少年の健全育成に資することができると考えている。

第 3 章　非行犯罪防止援助調査班

第 1 節　少年院法における一般少年鑑別について

1、少年鑑別所における一般少年鑑別等の取り組みについて

少年鑑別所では、昭和 23 年院法 16 条の 2 に基づき、一般少年鑑別と称して一般相談を行っているほか、地域の関係機関との連携や広報活動等を通して、少年鑑別所についての理解を得るとともに、非行問題等についての助言や支援を行っている。本章では、これらが、鑑法の制定によって法的にどのような変化が生じるか、また、今後どのように活動領域が広がっていくかについて、実際の活動の紹介を交えながら述べる。

まず初めに、昭和 23 年院法の下で、一般少年鑑別等の業務がどのように行われているのかについて、大まかに分類しながら述べる。

（ア）一般少年鑑別

少年鑑別所では、子どもの問題で悩んでいる保護者、学校教師等の関係者、悩みを抱える少年本人からの相談や心理検査の依頼を受け付ける窓口を設けており、被収容少年の資質鑑別を通して培ってきた専門的知識を生かして、地域社会の相談活動等を行っている[133]。相談内容は、非行や不良行為、いじめ等多岐に渡り、必要に応じて性格検査や知能検査等が実施される。また、ケースによっては、1~2 週間に 1 回のペースで継続的に相談に応じることもある[134]。

また、個別の相談の他にも、山形の県立高校で、年 1 回、生徒 100 名程度を対象に心理検査や知能検査を行い、その結果を教師の多くが生徒の指導方法を検討する際に用いる等、集団に対しても活用されることもある[135]。

（イ）地域の関係機関等との連携

現在少年鑑別所では、学校・児童相談所・少年サポートセンター等の関係機関との連携をはじめ、「パーソナル・サポートセンター」、「要保護児童対策地域協議会」等に、非行問題の専門機関として参画している。

（ウ）その他の業務

少年鑑別所では、市民講座や大学での講演、講義活動や教員向けの研修会を実施することで、非行や、子育ての問題、思春期の子どもの行動理解と教育・指導方法等についての説明を行っている[136]。また、地域住民に少年鑑別所の機能を理解してもらうために、一般参観や募集参観、施設説明会の実施等の広報活動も行っている。

2、一般少年鑑別の件数の推移

---

133 細井保宏「実践レポート／一般少年鑑別の現状と課題」刑政 120 巻 8 号（2009 年）108 頁。
134 少年矯正を考える有識者会議「第 7 回議事録」（2010 年 6 月 22 日実施）42 頁。
135 渡邉玲子「教育現場との連携について」東北矯正研究 5 回（2009 年）38 頁。
136 法務省矯正局リーフレット「少年鑑別所は地域社会の非行・犯罪の防止と青少年の健全育成に取り組んでいます」（2014 年）。

全国の少年鑑別所における一般少年鑑別の対応件数は、以下の図の通りである。

図 4　一般少年鑑別の件数の推移
（少年矯正統計年報を基に筆者作成）

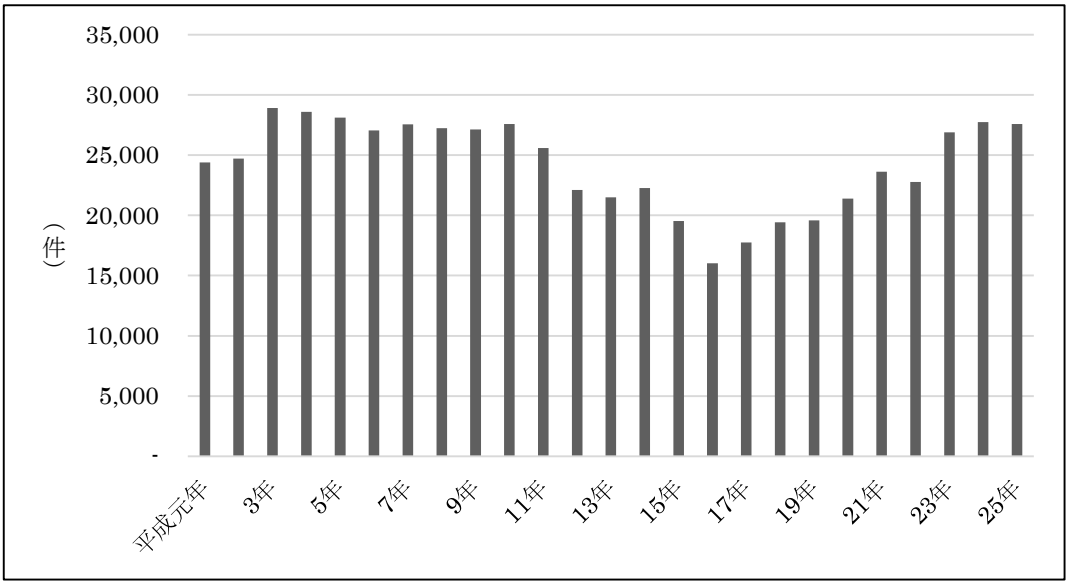

こうして件数を見ると、一般少年鑑別が盛んに行われているように思われるが、この一般少年鑑別の統計は、全国矯正展等に訪れた一般の方々に行う PISE 検査の実施件数がほとんどを占めており、来所相談や電話相談の件数は非常に少ない。実際に、2013（平成 25）年を見てみると、一般少年鑑別全体の実施件数が 27,571 件なのに対し、来所や電話による相談の件数は 1,468 件にとどまっている[137]。

もちろん、PISE 検査の実施も、一般向けの心理査定の一つとして捉えることは可能であるが、地域の非行や犯罪を防止するために求められているのは、来所相談や電話相談などによる相談の方であると考えられる。

また、各年の少年矯正統計年報によると、一般少年鑑別の実施件数は、少年鑑別所の一日収容人員の推移と反比例するように推移する。これは、今まで、一般少年鑑別が副次的業務であったことに起因すると思われるが、今後は、鑑法 131 条の非行及び犯罪の防止に関する援助として位置づけられることにより、一日収容人員の推移に関係なく、増加していくものと推定される。

3、「少年矯正を考える有識者会議」以降の少年鑑別所の動向

少年鑑別所では様々な取り組みがなされてきたが、上記のような一般少年鑑別の件数等を受けて、2010（平成 22）年に行われた有識者会議では、少年鑑別所の持つ専門的な知識や技術を、より広く地域社会で活用すべきであるという声が寄せられ、同会議の提

[137] 2014（平成 26）年 5 月 23 日付第 186 回衆議院法務委員会（19 号）での階猛氏の発言による。

言では、少年鑑別所の専門的な知識・技術をより広く活用するため、従来実施している一般少年鑑別、その他非行・犯罪者処遇にかかわる技能提供について明確に位置付けること等が必要であり、これらを実現するための法整備を図るべきであるとされた。また、施設運営の透明性を確保・向上させる方策として、地域社会との連携を強化し、地域住民から理解され、支えられることが極めて大切であるともされ、日ごろから様々な地域行事等を通じて、施設職員が地域社会に溶け込むよう努めるべきことや、定期的に地域住民の施設見学会を開催し、施設の目的や運営状況等を正しく理解してもらうように努めること、地域の様々な人がボランティア活動等で日常的に施設に出入りする環境作りに努めること、施設の運営状況等について、在院（所）者のプライバシー等に十分配慮しつつ、マスメディアからの取材を積極的に受け入れること等も提言に盛り込まれた。

以上の内容を踏まえて、各少年鑑別所では、地域社会との連携や施設の透明性の確保を中心に、様々な取り組みが行われるようになった。

（ア）名古屋少年鑑別所の例

名古屋少年鑑別所では、一般参観や関係機関視察の他に、2011（平成 23）年 3 月 25 日付法務省矯正局総務課長及び少年矯正課長連名通知「参観希望者を募集して行う参観等の積極的な実施について」により、2011（平成 23）年度から募集参観を開始し、地域住民や学校関係者等一般の参観者も急増した。また、2011（平成 23）年度に実施された募集参観の事後アンケートによると、参観によって少年鑑別所の「イメージが変わった」と答えた人は 90％を超え、「暗いイメージが消えて、心を大切にしていることが分かった」等の、好意的な感想が寄せられた[138]。

図 5　参加者数等の推移

（「有識者会議提言を実現させるための名古屋少年鑑別所での取組について」を基に筆者作成）

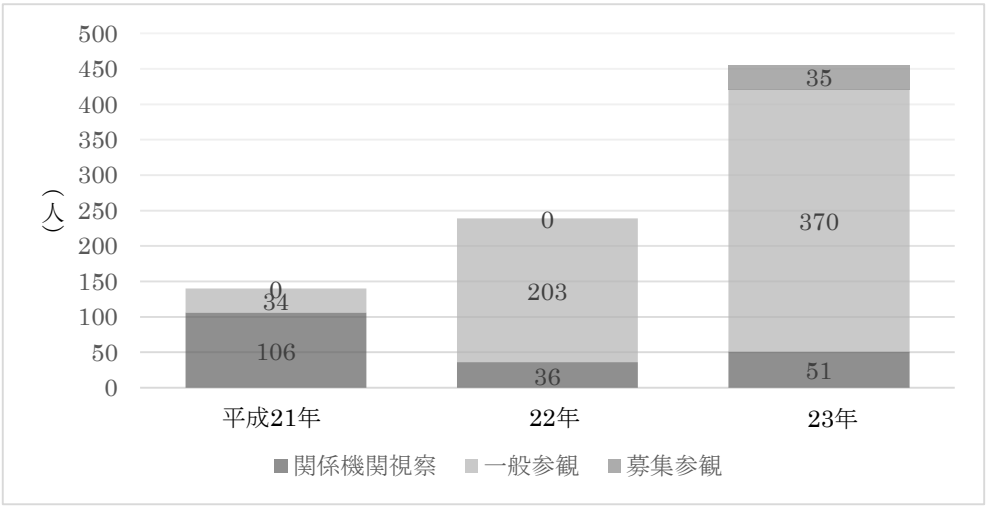

（イ）長野少年鑑別所の例

[138] 馬場・前掲注（31）31 頁。

長野少年鑑別所は、いくつかの住民自治体に囲まれるように位置しているため、募集参観ごとに地区を変え、2011（平成 23）年度は 1 回、2012（平成 24）年度は 4 回、20 歳以上の地域住民を対象として、募集参観を実施した。参観者は、2011（平成 23）年度が 30 名、2012（平成 24）年度は 95 名であった。募集参観の案内は、地区の回覧板を活用したところ、回覧した募集参観の案内を見た他の地区の住民からも、募集参観のリクエストがある等の反響があった。また、2012（平成 24）年度に実施した募集参観のうち 1 回は、住民側のリクエストによって実施したものである。また、募集参観の様子を地元紙で記事にしてもらったところ、少年鑑別所についての紹介記事も別途掲載され、その新聞記事の掲載後は、参観や講演の依頼が増加した。

また、広報活動においては、2012（平成 24）年度から「暁鐘」という広報誌を年 2 回程度発刊し、関係機関に幅広く配布したほか、地域住民には回覧したところ、「少年鑑別所が身近なものとなった」という感想が寄せられた。

他にも、講演の引受けや施設紹介資料の作成、ポスターの掲示、地元住民自治体主催の行事への参加等が行われている[139]。

（ウ）八王子少年鑑別所の例

八王子少年鑑別所では、近隣の小中学校の教員向けの研修会や、募集参観を実施したところ、個別の知能検査の依頼が急増した[140]。また、発達障害のある児童・生徒を特別支援学級に通級させる際、知能検査等を受けるよう定めている自治体があるが、八王子市ではそれらの検査を行う教育センター等の施設からの依頼も増加している[141]。これは、検査希望者が増加したことで、従来の施設だけでは対応しきれなくなったということもあるが、教員を対象とした研修会等の開催によって、教育委員会で少年鑑別所の認知度が高まったことも大きいと考えられる。

（エ）さいたま少年鑑別所の例

有識者会議以前から、さいたま少年鑑別所では、積極的に広報を活用し、一般少年鑑別の件数を急増させた実績があるため、その取り組みをここで紹介する。

さいたま少年鑑別所では、2002（平成 14）年から埼玉県の相談機関窓口パンフレットに連絡先が掲載されたこと、所長が講演等による広報活動を積極的に行ったこと、関係機関との連携強化により、学校、児童相談所、少年サポートセンターからの紹介が増加したこと等により、一般少年鑑別の件数が急増した。相談件数・内容は以下の図の通りである[142]。

図 6　新規・継続別一般少年鑑別件数の推移[143]

139 紀・前掲注（96）、42 頁。
140 法務省関係者へのヒアリング調査による。
141 法務省関係者へのヒアリング調査による。
142 細井・前掲注（133）110 頁。
143 細井・前掲注（133）111 頁。

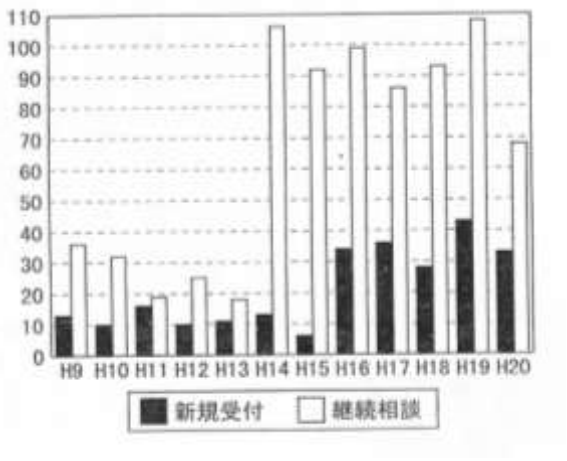

図 7　2007（平成 19）年相談内容の内訳（総数 151 件）[144]

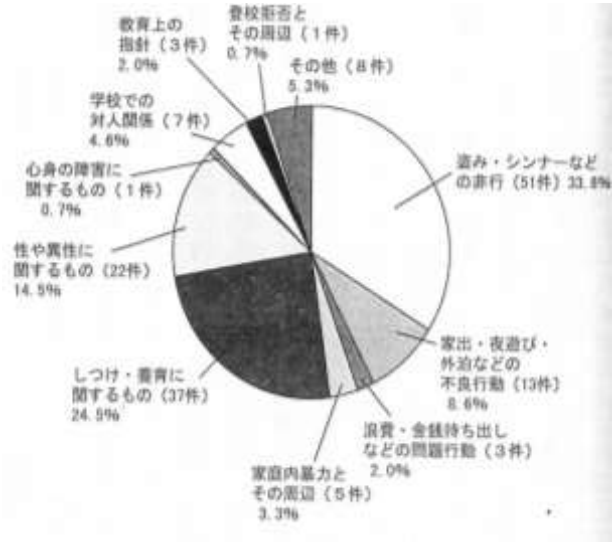

[144] 細井・前掲注（133）111 頁。

第 2 節　少年鑑別所法における「非行及び犯罪の防止に関する援助」

1、「非行及び犯罪の防止に関する援助」の概要

各少年鑑別所で有識者会議提言を基に取り組みを行う中、2014（平成 26）年 6 月に鑑法が成立し、一般少年鑑別等の枠組みも大きく変更されることとなった。鑑法では、名称が改められ、「非行及び犯罪の防止に関する援助」として、第 131 条に規定されている。

昭和 23 年院法 16 条の 2 の下では、一般少年鑑別は、本来業務である収容鑑別の業務に支障を来たさない範囲において応ずるものとされており、副次的な業務として捉えられ、対象も原則少年に限られていた。しかし、鑑法 131 条では、「少年鑑別所の長は、地域社会における非行及び犯罪の防止に寄与するため、非行及び犯罪に関する各般の問題について、少年、保護者その他の者からの相談のうち、専門的知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うとともに、非行及び犯罪の防止に関する機関又は団体の求めに応じ、技術的助言その他の必要な援助を行うものとする。」とされ、本来業務のひとつとして位置づけられることとなった。

2、「非行及び犯罪の防止に関する援助」の業務の分類について

以下の表は、鑑法 131 条と、法務省矯正局少年矯正課企画官である小山氏及び古橋氏の論文[145]を参考に、「非行及び犯罪の防止に関する援助」の業務を、分類したものである。

表 5　少年鑑別所法 131 条の業務について
（鑑法 131 条と「少年鑑別所における今後の処遇」を基に筆者作成）

条文箇所	項目	主なもの
131 条 前半[146]	(1) 非行・犯罪関連の相談	①非行・犯罪傾向のある者に対してのアセスメント ②更生保護官署への協力 ③地方検察庁からの嘱託による、被疑者の知能判定
	(2) 一般相談	①いじめ、不登校、引きこもり等の相談 ②発達障害の診断 ③子育てについての相談
	(3) 児童福祉施設からの相談	児童養護施設や児童自立支援施設等に入所している主に 16 歳～18 歳未満に対する助言・援助
131 条 後半	(4) 多機関・団体連携	①各種の地域協議会への参画 ②地域の青少年支援機関との連携 ③社会福祉関係機関との連携 ④児童・生徒に対する法教育の実施 ⑤関係機関への講師派遣

[145] 小山定明=古橋徹也「新少年院法・少年鑑別所法における今後の処遇」法律のひろば 67 巻 8 号（2014 年）29 頁。
[146] 鑑法 131 条「少年鑑別所の長は、地域社会における非行及び犯罪の防止に寄与するため、非行及び犯罪に関する各般の問題について、少年、保護者その他の者からの相談のうち、専門的知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うとともに、非行及び犯罪の防止に関する機関又は団体の求めに応じ、技術的助言その他の必要な援助を行うものとする。」のうち、一重下線部分を 131 条前半として本報告書では扱う。なお、二重下線部分は 131 条後半として扱う。

（1）（2）（4）については、昭和 23 年院法のもとでも行われている業務であり、（1）（2）が一般少年鑑別に位置づけられている。また、（3）も昭和 23 年院法のもとでは一般少年鑑別に分類されるものであるが、内容的に（1）（2）とは異なるため区別をした。

次に、各項目について、必要に応じて補足を加える。

（1）②　更生保護官署への協力

これは、成人の保護観察対象者や自立更生促進センター在所者に対する心理査定、助言・相談等を指す[147]。前述の通り、現在でも更生保護施設在所者に対して、職業適性検査等を実施している少年鑑別所もあるが、今後は再犯防止の観点から、積極的に成人に対する非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことが望まれる。

（1）③　地方検察庁からの嘱託による知能判定

昭和 23 年院法下でも、少年鑑別所では検察庁からの依頼で被疑者に対する簡易鑑定を行ってきた[148]。今後は、被疑者・被告人の中で、高齢者や障がい者等、福祉的支援が必要な対象者を福祉機関につなぐ「入口支援」でも、少年鑑別所の活用が期待されている。

（3）児童福祉施設からの相談

現在でも、少年鑑別所の鑑別技官が、児童自立支援施設に赴き、同施設嘱託の精神科医から指示を受けて、施設の処遇に困難を来している児童に対してカウンセリング面接を行う等、連携がある少年鑑別所も存在するが[149]、児童自立支援施設等からの鑑別の依頼は、第 1 章第 3 節で前述のように年間 10 件ほどしかない[150]。そこで、鑑法 17 条 1 項 2 号では、児童自立支援施設や児童養護施設からの求めによる鑑別も、昭和 23 年院法で言うところの依頼鑑別に分類されることとなり、さらなる連携の強化が図られている。そのような中で、鑑法 131 条の枠組みでも、上記のような児童福祉施設との連携が可能ではないかと考えた。

児童福祉法において、児童とは満 18 歳未満の者を指すため、児童養護施設や児童自立支援施設では、18 歳以上の者は原則として退所しなければならない。しかしながら、これらの施設を退所後も、継続して心理的な助言や援助が必要とされる者は多いと考えられる。そこで、上記施設に入所している主に 16 歳～18 歳未満の児童で、施設退所後も援助が必要な者については、少年鑑別所に相談することで、退所後も継続して助言や援助を受けられる場所を確保できるのではないかと思われる。また、これによって少年鑑別所と児童福祉施設の連携が強まり、鑑法 17 条 1 項 2 号の対象となる鑑別の依頼の件数も増加することが期待される。

（4）①　各種の地域協議会への参画

子ども・若者支援地域協議会、要保護児童対策地域協議会をはじめとした青少年の支援に関わる各種の地域協議会への参画を指す[151]。

---

147 小山=古橋・前掲注（145）29 頁。
148 法務省関係者へのヒアリング調査による。
149 佐藤修「地域社会との連携の在り方について ―児童自立支援施設でのカウンセリング面接の取組―」東北矯正研究 45 回（2009 年）30 頁。
150 法務省関係者へのヒアリングによる。
151 小山=古橋・前掲注（145）29 頁。

（4）②　地域の青少年支援機関との連携

地域若者サポートステーション等との連携を指す[152]。地域若者サポートステーションとは、15 歳～39 歳の者に対する就労支援事業であり、このような非行以外の問題を扱う機関との連携を積極的に行うことで、少年鑑別所の機能が多方面に社会で発揮されることが期待できる。

（4）③　社会福祉機関との連携

社会福祉法人、地域生活定着支援センター等からの求めに応じて、心理査定や相談・助言を行う[153]。

（4）⑤　関係機関への講師派遣

学校や地方公共団体等関係機関からの求めに応じ、職員を派遣し、犯罪・非行問題やその防止に関する講演を行うことを指す[154]。前述のさいたま少年鑑別所や八王子少年鑑別所の例のように、講演や研修会の開催は、少年鑑別所の広報活動の一環としても非常に大きな意味を持っているため、積極的に行われることが望まれる。

[152] 小山=古橋・前掲注（145）29 頁。
[153] 小山=古橋・前掲注（145）29 頁。
[154] 小山=古橋・前掲注（145）29・30 頁。

総括

1､研究報告書のまとめ

今回の研究では、少年鑑別所の今後の姿に焦点をあて、少年鑑別所の運営の適正性の確保という点や、少年鑑別所の強みであるアセスメントを活かした、従来よりも広い意味での非行及び犯罪の防止という点について考えた。その際、鑑法施行前の現段階において、既に行なわれている様々な取り組みを調査し、参考にした。

前者については、主に鑑法第 1 章や第 3 章が挙げられる。まず、鑑法第 1 章についてでは、視察委員会の設置について述べた。第 3 者の監視の目を入れることにより施設の透明性を確保するという方法は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律にも見られる。

次に、鑑法第 3 章についてでは、特に鑑法 28・29 条に記載のある、健全な育成のための支援の限界について述べた。少年鑑別所で行われる観護処遇は、少年院における処遇のような「積極的処遇」ではなく、「消極的処遇」にとどまり、あくまで少年の改善更生までを目的とはしない。また、鑑法第 3 章では、少年鑑別所の在所者の権利義務関係の明確化が行われ、不服申立制度も設置された。こうした規定により、観護処遇の「行き過ぎ」を抑止することが可能になると考えられる。

後者については、主に鑑法 17 条 1 項 2 号と鑑法 131 条が挙げられる。まず、鑑法 17 条 1 項 2 号についてでは、少年保護司法システムに関連する機関である少年院・児童自立支援施設・児童養護施設・保護観察所等と、連続的に少年に対し助言や援助を行うことによる、再犯防止の取り組みについて紹介した。各施設の職員が密に連絡を取り、少年についての情報を共有することで、従来よりも手厚く、少年の立ち直りを支援できると思われる。

次に、鑑法 131 条についてでは、少年鑑別所が、その専門的な能力を柔軟に社会で活かし、成人を含むより幅広い層の援助の可能性について述べた。有識者会議以降、少年鑑別所はより地域社会に開かれたものへと変わりつつある。今後、学校・教育委員会・地域の協議会・青少年支援機関・社会福祉関係機関・NPO 等とのつながりが増えることで、非行・犯罪の防止のみならず、人々を包括的に支援する場として、少年鑑別所の活躍が増えていくのではないだろうか。

2､おわりに

有識者会議の表紙に掲げられた、「社会に開かれ、信頼の輪に支えられる少年院・少年鑑別所へ」というスローガンを実現するためには、地域社会の側もまた、こうした施設に心を開かなければいけないのではないだろうか。矯正施設の側からも、地域社会の側からも共に働きかけることで、少年矯正を「理想」ではなく、「現実」にしていくことが重要であると考える。

しかし、少年矯正とは可能であるのか、また、矯正の先にはどのような姿が望まれるのか、ということは、とても難しい課題である。「健全育成」の結果得られるはずの、少年の在るべき姿とは一体どのようなものであろうか。

例えばどのような子どもが、健全な子どもであるか考えてみたとき、夜遊びをしない、真面目に勉強する、外でよく遊び、規則正しい生活を送る、といったような姿を想像することができる。親にとっては、何とも都合の良い「良い子」である。もちろん、健全に育てられ、健全な心身を持つことは、子ども自身にとっても、また育てた親にとっても、とても幸福なことであろう。しかしながら果たしてそれだけが「健全育成」なのだろうか。

歴史に名を残す人物は、必ずしも、そうした「良い子」の中からのみ出てくるわけではない。それぞれの変革期で新しい時代を築き上げてきた人物は、どのような子どもであっただろうか。周りの大人たちが手を焼く「悪い子」もまた、そうした意味では「健全に」育ってきたのではないだろうか。

犯罪を容認することができないのはもちろんのことであるが、それは、全ての子どもを、親の言うことをよく聞く「良い子」に育てなければいけないということを意味しはしない。その均衡をうまく取り、大人にとっての都合の良さのみにとどまらない、自由闊達な人格形成を促進するような在り方もまた、様々に考えられる「健全育成」の一つの形として考えられるのではないかと思う。